

令和5年第6回府中町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 開 会 年 月 日 令和5年12月8日 (金)
2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂
3. 開 議 年 月 日 令和5年12月12日 (火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (18名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 梶川三樹夫君 | 副議長 | 二見伸吾君 |
| 1番  | 川上翔一郎君 | 2番  | 宮本彰君  |
| 3番  | 西山優君   | 4番  | 狩野雄二君 |
| 5番  | 坂田栄一君  | 6番  | 田中伸武君 |
| 7番  | 山口晃司君  | 10番 | 西友幸君  |
| 11番 | 寺尾光司君  | 12番 | 力山彰君  |
| 13番 | 三宅健治君  | 14番 | 齋藤昇君  |
| 15番 | 益田芳子君  | 16番 | 橋井肇君  |
| 17番 | 児玉利典君  | 18番 | 木田圭司君 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員 (0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 報告第11号 令和5年度府中町一般会計補正予算 (第6号)
- 4 議員提出第5号議案

府中町議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

| | | |
|----|---|-------|
| 町 | 長 | 佐藤信治君 |
| 副町 | 長 | 齋藤哲也君 |

| | |
|----------------|-------------|
| 教 育 長 | 新 田 憲 章 君 |
| 総 務 企 画 部 長 | 増 田 康 洋 君 |
| 財 務 部 長 | 胡 子 幸 穂 君 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 山 西 仁 子 君 |
| 町 民 生 活 部 長 | 森 本 雅 生 君 |
| 建 設 部 長 | 井 上 貴 文 君 |
| 消 防 長 | 新 宅 和 彦 君 |
| 教 育 部 長 | 榎 並 隆 浩 君 |
| 危 機 管 理 監 | 屋 敷 学 君 |
| 福祉保健部次長兼高齢介護課長 | 藤 永 美 香 君 |
| 建設部次長兼職都市整備課長 | 磯 亀 智 君 |
| 総 務 課 長 | 宮 脇 理 恵 君 |
| 福 祉 課 長 | 箱 田 進 一 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 塩 月 久 美 子 君 |
| 保 険 年 金 課 長 | 金 本 智 巳 君 |
| 健 康 推 進 課 長 | 平 岡 直 美 君 |
| 建 築 課 長 | 原 田 司 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長（梶川三樹夫君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和5年第6回府中町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進

めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、16番橋井議員、17番児玉議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

本日は、厚生関係の質問から行います。

厚生関係第1項、府中町の子どもの生活に関する実態調査について、12番力山議員の質問を行います。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 12番力山です。

皆さんおはようございます。今日、最初の質問をさせていただきます。

質問事項、府中町の子どもの生活に関する実態調査について。

今年の6月下旬から7月上旬に、広島県では、全23市町の小学校5年生と中学校2年生の各1学級と保護者をはじめ、特別支援学校も含む約2万4,700世帯を対象に、子どもの生活に関する実態調査として、ヤングケアラーに関する調査項目も含めた、子どもの生活全般に関わる調査を実施したと聞きました。また、23市町中、府中町を含めた6市町が、広島県の調査項目を基に、単独調査をしたとも聞いております。

調査結果は、広島県では2025年からの次期計画、ひろしま子供の未来応援プランに反映されるようです。府中町においても、現在の第2期府中町子ども・子育て支援事業計画が、令和6年末で計画期間が終了するため、来年度は第3期計画を策定されることと思います。

そこで、次の3点についてお伺いします。

府中町が単独で実施した調査の方法、対象人数などの詳細について。

2つ目、前回調査と比較しての特徴について。

3つ目、府中町のヤングケアラーの状況について。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） おはようございます。福祉保健部長です。

12番力山議員の一般質問「府中町の子どもに関する生活実態調査について」に答弁します。

御質問の1点目、府中町が単独で実施した調査の方法、対象人数等の詳細についてですが、議員御指摘のとおり、広島県23市町中、本町を含めた6市町が、広島県の調査項目を基に、本年7月に単独調査をしました。

小学校調査は、町内の小学校5校の5年生に、子どもと保護者それぞれ572人に対し、調査票を配布しました。有効回答数は、子ども500人、保護者502人で、回収率はそれぞれ87.4%と、87.8%でした。

中学校調査は、町内の中学校2校の2年生に、同じように子どもと保護者それぞれ396人に対し調査票を配布し、有効回答数は、子ども290人、保護者293人で、回収率はそれぞれ、73.2%と74.0%でした。

御質問の2点目、前回調査と比較しての特徴についてですが、現在はまだ速報値を出したところで、詳細な分析はできていませんが、今回の調査では、具体的な困り事を聞くことで町の施策に反映できるように、広島県の調査項目に、町独自の質問を追加して実施しました。

具体的には、小学生、中学生に対しては、授業が分かりやる気になる学習環境、好きなこと・興味があること、家族の世話をすることでやりたくてもできないこと、家族や自分自身にどんなお手伝いがあればいいのか、の4問を追加することで、子どもたちが実際に支援してほしいことなどを聞き、保護者には、御自身が幼少期にヤングケアラーだったと思うか、ヤングケアラーについての考え方、家族や自分自身にどんな支援があればいいかの3問を追加することで、家族の支援に反映できることをお聞きしました。

その中で、家族や自分自身にどんな支援があればいいかの設問に対して、小学生、中学生とも、保護者は、半数が放課後や休みの日に気軽に遊びに行ける場所を望む結果となりましたが、お子さん自身は、中学生は保護者と同じ、放課後や休みの日に気軽に遊びに行ける場所を望む回答が一番多く、4割を占めていましたが、小学生は4割のお子さんが、買い物や食事づくり、生活する場所の片付けや掃除と答えております。速報値ではありますが、小学生の家庭には、家事支援等が必要という傾向が分

かりました。

御質問の3点目、府中町のヤングケアラーの状況についてですが、ヤングケアラーは、家族の介護や看護等、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行うことで、十分な自分の時間を持つことができない18歳未満の子どものことを言います。

家族の介護等重い負担を担うことで、学校を休みがちになるなど、子どもらしく過ごせる権利や教育を受ける権利が侵害されるなど、社会問題となっており、早期の実態把握や効果的な支援が、将来を担う子どもたちにとって重要であると言われております。

今回の調査において、自分はヤングケアラーに該当すると思うと答えた小学生は6人で、全体の1.2%で、中学生は2人で、全体の0.7%でした。広島県調査では、小学生が全体の1.5%で、中学生が全体の1.0%でしたので、どちらも町のほうが少し低い割合となっております。

一方、家族の中に世話が必要な人がいると回答した中学生が26人で、全体の9%に対し、小学生は101人で、全体の20%いました。小学生のほうが世話が必要な家族が多く、家事の負担がかかっていることが分かりました。また、小学生調査では、家族の世話などでやりたくてもできないことの一番は、家庭学習で、全体の約20%でした。学習支援等についても検討が必要と考えられます。

令和5年11月21日現在、府中町要保護児童対策地域協議会において、全体で261件の要支援・要保護ケースを抱えておりますが、ヤングケアラーに該当するケースは6件あり、養育支援訪問事業による家事・育児支援等により、家庭を支援しております。

実態調査では、自分はヤングケアラーだと思うと答えた小学生と中学生は合わせて8人という結果から、まだ支援が行き届いていない家庭があるかと思われれます。ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題で表面化しにくいいため、調査結果について今後さらに分析し、有用な支援を行っていきたいと考えております。

さらに本町では、独自に保護者に対しても、幼少期、自分自身がヤングケアラーであったかについて調査しており、ヤングケアラーであったと答えた保護者は、小学校世帯では6%、中学校世帯では5.5%でした。保護者の中にも、幼少期にヤングケアラーだった人が、子どもたち以上にいることも分かりました。

また、必要以上に家事を子どもにさせるのは申し訳ないと思うと答えた保護者は、小学校・中学校共に82%で、多くの保護者は、必要以上に家事を手伝わせることはよくないと考えていることも分かりました。

引き続き、通告の御質問4点目にお答えいたします。

4点目、計画の反映方法についてですが、本町においても、次期計画であります第3期子ども・子育て支援事業計画に施策を反映できるように、調査結果の分析を進めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問はございますか。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 12番力山です。

通告書で提出した事項と、私が手持ちで持っていた読み上げ文章、ちょっと一部違っていました。

では続きまして、2回目の質問を行います。答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁において、ヤングケアラーとは、家族の介護や看護など、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行うことで、十分な自分の時間を持つことができない18歳未満の子どものことを言うとの説明をいただきました。

ヤングケアラーの子どもは、次のような問題点を抱えていると言われております。

1つ、学業に支障が出る。1つ、友好関係が希薄になりやすい。1つ、睡眠不足や生活リズムが崩れるなど、健康が損なわれる。1つ、就学機会の制限がある。これらの問題点は、子どもたちの将来に重大な影響を与えると考えられますので、できるだけ早く支援する必要があると思います。

今回の調査対象者は、小学校5年と中学校2年の生徒とその保護者で、質問は県が作成した項目に、町独自の項目を追加して行われました。町が追加した質問は、先ほど答弁ありましたように、小学生や中学生に対しては、授業が分かり、やる気になる学習環境。好きなこと、興味があること。家族の世話をすることで、やりたくてもできないこと。家族や自分自身にどんなお手伝いがあればいいかの4問。保護者に対しては、御自身が幼少期にヤングケアラーだったと思うか、ヤングケアラーについての考え方、家族や自分自身にどんな支援があればよいかの3問です。

これらの追加質問につきましては、今後、子どもたちや保護者に対しどんな支援を行えばよいかを検討するための貴重な資料となり、大変有意義な質問だと思います。

今回の調査において、自分はヤングケアラーに該当すると思うと答えた小学生は6人、全体の1.2%。中学生は2人で、全体の0.7%とのことでした。

また、令和5年11月21日現在、府中町要保護児童対策地域協議会において、全体で261件の要支援・要保護ケースを抱えていますが、ヤングケアラーに該当するケースは6件あり、教育支援、訪問事業による家事・育児支援等により、家庭を支援しているとのことでした。

そこで、以上のことを踏まえ、次の3点についてお伺いします。

1つ、今回の調査は、小学校5年と中学校2年の生徒とその保護者を対象にして行われましたが、これを小学校から高校までの18歳未満の全生徒を対象を広げた場合、自分はヤングケアラーに該当すると思うと答える人は、何人ぐらいになると思われますか。

1つ、府中町要保護児童対策地域協議会において、現在6件のヤングケアラーを支援しているとのことでしたが、具体的にはどのような支援をされていますか。

1つ、ヤングケアラーへの支援には、福祉、教育など様々な観点からのフォローが必要であり、管轄は多部署にわたると思いますが、どの部門が担当されるか。また、部門間の協力関係はどのようになっていますか。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君） 子育て支援課長です。

力山議員の2回目の質問のうち、1つ目と2つ目について答弁いたします。

1つ目の質問、調査範囲を府中町在住の小学生・中学生・高校生まで広げた場合、自分をヤングケアラーだと思うと答える人は何人ぐらいいると思いますかについてですが、今回の調査対象は小学5年生と中学2年生で、自分をヤングケアラーだと思う割合は、それぞれ1.2%と0.7%でした。

小学1年生から6年生までは年齢差もあり、5年生の数字がそのまま当てはまるかどうかは不明ですが、小学生調査の割合1.2%を、令和5年4月1日現在の6歳から11歳の人口3,259人に乗じると、約39人になります。同じように、12歳

から14歳の人口1,437人に、中学生の割合0.7%を乗じると、約10人になります。

高校生は調査をしておりませんので、割合は分かりませんが、15歳から17歳の人口1,428人に、小学生の1.2%を乗じると約17人、中学生の0.7%を乗じると約10人となります。全体の合計は59人から66人となりますが、これが実態に近い数値かどうかは不明です。

続いて、2つ目の質問、府中町要保護児童対策地域協議会において、6件のヤングケアラーに支援しているということでしたが、具体的にはどのような支援をされていますか、についてです。

独り親などにおいて、子どもが幼い兄弟の面倒を見たり、食事の世話や片付けなどを担っていることが原因で、学校に登校しにくい事例が見られます。このような事例は、学校、保育園、幼稚園といった所属からのネグレクトの相談などから発見し、要保護児童対策地域協議会に登録します。

状況の把握ができた家庭においては、子育て支援課、子ども家庭総合支援拠点の職員が定期的に訪問を行い、養育支援訪問事業として、家の片付けや清掃、子どもたちの持ち物を整えるといった家事支援を行うなど、安心して登校ができるよう、取組を継続しております。

また、相談支援として、保護者と子どもそれぞれから困り事を聞き取ることで、役割分担を一緒に考え、医療受診につなげたり、福祉サービスの利用や手続についての案内など、様々な支援を行っているところです。

私からは以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

私からは3つ目の質問、ヤングケアラーの担当部署と部署間の協力関係等について答弁いたします。

先ほど課長の答弁どおり、子育て支援課の子ども家庭総合支援拠点で対応しております。保健師、保育士、看護師、社会福祉士等の専門職員が、御家庭からの相談を受けた後、必要に応じて、家事支援及び育児支援等により、家庭への支援を実施しております。

お子さんへの支援には、お子さんを取り巻く環境も含めた丁寧な支援を進めており

まして、所属する学校等とは、情報共有や連携を図っております。

今回の実態調査では、自分をヤングケアラーだと思うのかの問いに、分からないと答えた小学生の割合が26%、中学生の割合が24.5%と、4分の1のお子さんが、当てはまるか分からないと回答しております。ヤングケアラーについて、まずは認識してもらえるように啓発していき、困り事があるときは遠慮なくSOSを言えるような環境づくりが必要と考えております。

また、相談及び支援については、常時対応していることも発信していきたいと思っております。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 答弁ありがとうございました。

小学校1年生から高校生までを含めた全体ですと、ヤングケアラーの人数は約60名前後ということですので、かなり多くの人数になることが分かりました。

2回目の質問で申しましたように、ヤングケアラーは、病気や要介護状態の家族のために、大人が担うような家事や介護を担わざるを得なくなる状況になり、その結果、学校に通う前や学校から帰った後、家事や家族の世話をを行うことで、十分な自分の時間を持つことができなくなり、学業に支障が出る。

2、友達と遊ぶ時間を奪われて、交友関係が希薄になって、孤独を感じるようになる。

3、介護の必要な家族のケアなどで昼夜が逆転してしまい、体調を崩す。

4、介護のために進路を制限されるなど、子どもの将来に重大な影響を与えると考えられますので、確実な支援が必要です。

ヤングケアラーになってしまう原因についてですが、近年、核家族化の進行により、家族の構成人数が減っています。そのため、支援が必要な親を祖父母など周囲の大人から支援してもらうことが難しく、子どもが負担を背負うことになってしまいます。サポートする他の家族の不在は、ヤングケアラーの存在が生まれる要因の1つとなっています。

もう1つの要因は、独り親家庭の増加によるものです。内閣府男女共同参画局の調査によれば、独り親世帯の数は高い水準にあり、平成28年度の調査では、約

141万9,000世帯に上っています。そのうち、母子家庭は約123万世帯です。母親に看護や介護が必要となれば、ほかに頼る人がいなくなる子どもが見ざるを得ない状況に陥ります。

家族以外の人に知られたくない、迷惑をかけてしまうのが嫌だなどを理由に、子どもが他の人に相談せず抱え込んでしまい、やむを得ずヤングケアラーになってしまふと考えられます。

次に、子どもがヤングケアラーであると認識されたきっかけについてです。

子どもが家事や家族の介護をしていることが分かっているにもかかわらず、プライバシーの関係で、家庭内の問題に踏み込むことは難しく、なかなかできません。子どもがヤングケアラーであると認知されたきっかけについて、日本ケアラー連盟がまとめられて出版された2016年ヤングケアラー実態調査によると、子どもの介護に教員が気づいたきっかけは、子ども本人の話によるものが206人、学校を休む・72人、保護者の話・68人、家庭訪問・58人、面談で41人でした。

なお、ヤングケアラーの特徴の1つとして、幼い頃から介護が日常に当たり、自分自身でその状況に気づいていないところがあるそうです。また周囲からは、家事を手伝うよい子として認識されていることが多く、本人も家族も、その現状に気づくことなく進行していることが多いようです。進路選択や成績の変化など、気づくタイミングが幾つかありますが、それを教員が見過ごしてしまうと、後の人生にまで影響を与えてしまうことにもつながります。

先ほどの答弁によると、府中町はヤングケアラーへの支援に既に取り組んでおり、体制も整えて対応している。今回の調査を分析して、次期計画である第3期子ども・子育て支援事業計画に、施策を反映するとのことでした。

これからは私の要望になります。

1つ、学校の先生方は、既に実施していただいていることは重々承知しており、大変失礼なことを申しますが、生徒がヤングケアラーであると気づくことは難しい現状があることから、生徒をより観察していただき、もしヤングケアラーである懸念がある場合は、学校内や教育委員会とよく相談し、ヤングケアラー支援窓口に確実につなげていただきたい。

子どもへの支援が開始された後には、その後の状況の変化をしっかりと確認し、関係各所と情報を共有するようお願いしたい。子どもが一番話しやすいのは、学校の先生

だと思えます。

2つ目、今回の調査結果を分析し、その結果すぐ実行できることがあれば、第3期子ども・子育て支援事業計画を待たずに、すぐ実行していただきたい。予算が必要であれば追加予算を計上してでも、すぐ実行していただくようお願いいたします。

3つ目。ヤングケアラー支援体制は複数部署にわたりますので、縦割り行政にならないよう、改めてお願いします。これは大変失礼なことを言うかも知れませんが、子どもの将来につながる大切なことなので、このことを強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第1項、府中町の子どもに関する実態調査について、12番力山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第2項、乳幼児健診の拡充を、15番益田議員の質問を行います。
15番益田議員。

○15番（益田芳子君） 皆さんおはようございます。15番、公明党の益田芳子でございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

2008年の12月定例議会で、初めての一般質問のとき以来、府中町の子どもたちに豊かで幸せな環境を進めるために、子育て支援や教育環境整備などに関する施策の推進をし続けてまいりました。中でも、特に母子保健については、多くの相談や御意見をいただきながら、妊婦健診や産前産後の不安解消、また社会から孤立しがちな母親の代弁者として、あるいは御家族の育児不安の解消に向けた課題にも取り組んでまいりました。

現在、府中町の子育て支援では、就学前までのサポートを大変きめ細やかに実施をしていただき、町内の方にはもちろん、町外から府中町へ転入された子育て中のお母さんからも、手厚い支援をしていただいているとのお話もお聞きをしております。

さらなる広島都市圏で一番子育てしやすいまちとして、本日も子育て支援の施策をもっと前に進めるために、乳幼児・乳児健診の拡充について質問をさせていただきます。

質問趣旨。現在の母子保健法では、1歳6か月と3歳児の2回の健診が法律で義務づけられ、市町村が実施をしていますが、3歳児健診以降の幼児に対する健診は、就学前健診まで法的には義務づけられていないところでございます。

これまでの乳幼児健診では、身体計測や問診により発育をチェックしていますが、

軽度発達障害などは3歳児健診では発見が難しく、5歳ぐらいになると、健診で発見することができるかとされています。

国は、発達障害児の支援策として、2005年4月に発達障害者支援法を制定し、施行しました。この法律は、発達障害の早期発見と支援を目的としたもので、法施行後、軽度発達障害の早期発見や幼児期からの生活習慣病予防のために、5歳児健診が注目され、実施する自治体も全国に広がりを見せておりますが、厚生労働省の2021年度の調査によりますと、5歳児健診を実施した自治体は、全国で15%にとどまっています。

また、2016年には発達障害者支援法の一部が改正され、1人1人の発達障害のある人に切れ目ない支援を実施するため、それまでの法律では障害者とみなされてこなかった、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動障害（ADHD）、そのほか広汎性発達障害が定着・定義され、障害者に対する様々な法制度に、発達障害の位置づけが定着しています。

一方、法施行から7年を経て、発達障害という言葉は浸透しつつありますが、中身の理解は不十分で、発達障害の原因が、親の育て方やしつけなどの家庭環境、幼少期の教育環境にあると誤解している人も多いのが現状です。

文科省の2022年12月の発達障害に関する調査によると、公立小・中学校の通常学級に通う児童・生徒のうち、小学生の10.4%、中学校では5.6%、全国の公立小・中学校で推計すると約80万人、8.8%に、発達障害の可能性があると報告をされています。

こうした現状から、政府は2023年10月18日に、公費で負担する乳幼児健診の年齢拡大として、1か月健診と5歳児健診も、国の財政支援の対象にする調査に入りました。5歳児健診により就学前の状況を確認し、発達障害の早期発見・早期治療などの対応につなげる支援が必要と考えます。

以上のことから、以下3点について伺います。

- 1、本町における発達障害児の推移について。
- 2、発達障害に関する現状の相談窓口の体制について。
- 3、新たに国が支援する1か月児健診と5歳児健診の拡充について。

よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

1 5 番益田議員の一般質問、乳幼児健診の拡充をについて答弁します。

御質問の1点目、本町における発達障害児の推移についてですが、発達に関する確認については、1歳6か月健診及び3歳児健診時に、発達チェックをしております。

保護者から直接発達についての心配事の相談を受けた場合は、1歳6か月から2歳児を対象とした遊びの広場、1歳6か月から小学校入学前のお子さんを対象とした幼児発達相談を御案内しております。

いずれも月1回実施しており、相談実績については、遊びの広場が令和元年度・88組、令和2年度・46組、令和3年度・37組、令和4年度・53組の親子が相談されております。

コロナ禍においては、定員を縮小したり中止をしたりしたため、参加者数が下がっていましたが、令和4年度から、また増加に転じております。

幼児発達相談は、1日、おおむね3組を定員として、幼児発達支援センター職員による無料カウンセリング、発達検査、療育指導を実施しており、令和元年度は26組、令和2年度は28組、令和3年度は28組、令和4年度は30組の親子の相談を受けております。

幼児発達相談を受けたお子さんのうち、柏学園での発達相談を必要とするお子さんを対象に、外来相談も通年実施しております。

次に、幼児健診受診者の発達に関する所見の状況ですが、1歳6か月児健診においては、令和3年度は受診者480人中、約6%の28人に、発達に関する所見がありました。令和4年度は491人中、3%の17人となっており、少し減少しております。

3歳児健診時においては、令和3年度は、受診者466人中6%の30人に、発達に関する所見がありました。令和4年度は、受診者445人中7%の30人で、ほぼ横ばいとなっております。

御質問の2点目、発達障害に関する現状の相談窓口の体制についてですが、発達障害に関する相談窓口としては、役場本庁2階子育て支援課にあります子ども家庭総合支援拠点及び、福寿館にあります子育て支援課母子保健係のネウボラふちゅうにおいて、相談を受けております。

子ども家庭総合支援拠点には、保健師、保育士、看護師、社会福祉士等の専門職員が、ネウボラふちゅうにも保健師がおり、細やかな相談対応をしております。

また、コロナ禍では個別健診としていました乳幼児健康診査は、今年度から集団健診を再開し、会場で発達チェックをしております、直接保護者の方から御相談を受けることができ、タイムリーな対応が可能となりました。

御質問の3点目、新たに国が支援する1か月児健診と5歳児健診の拡充についてですが、1か月児健診と5歳児健診につきましては、議員御指摘のとおり、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に、財政支援及び技術支援により全国の自治体での実施を目指す、国の新たな動きとなっております。

現在、乳幼児健康診査については、母子保健法により市町村において、1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査の実施は義務づけられており、また乳児期の3から6か月頃、9から11か月頃の健康診査についても、全国的に実施されている状況です。

本町においても、母子健康手帳の別冊の中に、乳児一般健康診査受診票が3枚あり、乳児の健診時期として、生後3から4か月、6から7か月、9から10か月としておりますが、ほとんどの方が1か月健診で受診表1枚を実施されており、実質無料で受診していただいている状況です。

1か月児健診については、国は原則として個別健診としており、今後義務づけられる場合は、受診回数等について検討するなどの対応が必要となります。

一方、5歳児健診につきましては、国は原則として集団健診としております。5歳児は現在、就学前までの切れ目のない支援として大切な時期と受け止めていますが、実施に向けては、集団健診を再開しました1歳6か月児健診及び3歳児健診との調整等も含め、町の体制を準備していく必要があります。

まずは、5歳児の保護者にアンケートを実施し、お子さんの状況、育児や家庭での困り事等を聞く機会づくりをしていきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

15番益田議員。

○15番（益田芳子君） 15番益田です。

ただいま、本町の乳児健診の状況、また相談体制、今後の健診についての御答弁を

いただきました。健診と事後の相談の重要性と、特に発達における相談では、心配事などに寄り添う体制、そして就学前の発達に関する健診の必要性も、改めて感じ取れました。

以下2点について、再質問をさせていただきます。

国が新たに支援をする1か月健診についてのポイントといたしまして、育児相談を行い、産後ケアを含む必要な支援につなげ、5歳児健診につきましても、発達障害などの早期発見にもつながると明記しております。また、開始時期は補正予算の成立後、準備の整った自治体からとされ、政府が自治体向けのマニュアルも準備をされます。

5歳児健診につきましても、これまでも2015年の12月定例議会におきまして、質問をさせていただきました。当時、山西福祉保健部次長からの答弁の中で、府中町では5歳児健康診査はしていませんが、保育所や幼稚園と連携し、支援が必要と考えられる児童の個別相談に応じて、療育相談や発達支援センター等への専門機関につなげている。今後は、小学校就学前に実施する就学児健康診断の充実を図り、子どもの発達や就学に不安を抱える保護者への支援を引き続き行うとの回答でございました。

8年が経過をいたしました。今、町内における就学時において支援を要する児童も、当時から比べますと、3倍近い数値を確認しております。町の支援についても、8年前から比べますと、支援体制もかなり手厚くなっていると思いますが、1か月健診の個別受診や5歳児健診については、まずは5歳児の保護者アンケートの調査を実施されるようですが、現在の体制から、1か月健診や5歳児健診の準備に当たっては、どのような専門スタッフや関係機関の体制が望まれるのか、お伺いをいたします。

次に、乳児健診の体制や相談について伺います。

少子高齢化が進む中、本町では、年間500名に近い出生数があります。出産後の健診受診についても、ネウボラふちゅうの平成30年から令和4年度の乳児健診、1歳半や3歳健診の対象から見る受診率は、おおむね95%以上が受診をされており、受診率の高さがうかがえます。

町では、乳児健診の場所として、1982年に完成をいたしました、築41年になります老人福祉センターの福寿館において、現在も行われています。その中にはネウボラふちゅうも増設をされ、妊娠から就学まで担当保健師が家族に伴走するなど、様々な取組もされています。

また、発達相談の窓口としても、本町の子育て支援課、家庭総合支援での体制となっていますが、親子で不安を抱え、相談に来られる窓口としては、昨日の8番二見議員の質問にもありましたように、非常に安心して相談を受けられる支援体制ではないと思います。

こども家庭庁が創設され、新たな展開が必要になった今、現在の窓口対応については、健診の場所も含め、健診後の相談体制として、福祉保健センターや子育て包括支援センター等の必要性を感じますが、検討はされているのかお聞きをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君） 子育て支援課長です。

益田議員の2回目の質問の1つ目の、1か月健診、5歳児健診の準備に当たって、どのような専門スタッフや関係機関の体制が望まれるのですかという御質問について答弁いたします。

まず、1か月健診につきましては、出産された産院で、お母さんの産後の健診と併せてお子さんの健診を受けられる、個別健診を想定しております。

部長の答弁にもありましたように、母子健康手帳の別冊に、乳児一般健康診査受診票が3枚あります。令和4年度では432人のお子さんが、この1か月健診を無料で受診されております。

次に、5歳児健診です。

健診の内容につきましては、国において審議中ではございますが、参考までに、現在1歳6か月児、3歳児健診を、定員25組として月に2回ずつ実施しておりますが、1回実施するに当たり、24名のスタッフに小児科及び歯科の医師2名、合わせて26名を配置しているところです。

スタッフは、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士といった専門職に、事務職も数名含まれます。

先ほども申しましたが、現在国において審議中のため、この専門職全ての配置が必要であるかどうかは未定なんですけれども、5歳児は社会性が発達し、発達障害が認知される時期ということもあり、支援策が必要という場合には、この専門職に加えて、心理職、教育職といった多職種により総合的に検討し、関係機関につなげていく必要があると言われております。

私からは以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

私からは、2番目の御質問にありました、健診場所も含めた健診後の相談体制としての福祉保健センター等の検討についてに答弁いたします。

議員御指摘のとおり、こども家庭庁が創設され、子育て支援施策は新しい動きが活発化しております。改正児童福祉法において、市町村で新たに始まる事業等の中でも、母子保健分野の子育て世代包括支援センターと、児童福祉分野の子ども家庭総合支援拠点の機能を一体的に運営するこども家庭センターの設置につきましては、今後の国の財政支援も含めた、大きな動きとなっております。

本町においては、母子保健分野のネウボラふちゅうは福寿館に、また児童福祉分野の子ども家庭総合支援拠点は本庁舎にと、別々の場所ではありますが、互いに連携しながら、既に継続支援を実施しているところです。

御質問の福祉保健センターは、母子保健も含めた子育て支援の総合的な相談支援等を行うセンターのことと思います。

国の新しい動きの中でも、こども家庭センターの組織体制としましては、同一の場所で開催することが望ましいとされており、本町においても検討はいたしましたが、現時点では、同一の場所での実施は困難な結果となっております。

ただし、場所が分離していても一体的な提供ができる体制が整っていれば、こども家庭センターを設置したものとするとされておりますことから、本町としましては、母子保健分野は福寿館、児童福祉分野は本庁舎と、現在の離れた場所のままで、センター長及び統括支援員等を配置するなどの条件を整えて、一体的な支援体制を整備することで対応してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問はございますか。

15番益田議員。

○15番（益田芳子君） 15番益田です。

2回目の答弁、大変にありがとうございました。

国は、就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針に関する有識者懇談会で、こどもまんなか社会として、基本的な指針の目的については、子どもは今を共に生き、未来

をつくる社会の希望である。子どもたちの育ちを支えることは、1人1人の子どもや保護者、養育者の幸福の実現につながることはもとより、我が国の未来そのものであり、社会全体で喜び合い、社会づくりの真ん中に位置づけるべき最重要課題であると意義づけられています。

また、令和5年4月にこども家庭庁が創設をされまして、こども基本法が施行されました。その基本方針には、6つの基本理念が掲げられています。

1、子どもの視点、子育て当事者の視点に立った立案。

2、全ての子どもの健やかな成長、ウェルビーイング、身体的、精神的、社会的な向上として良好な状態にあること。

3、誰1人取り残さず、抜け落ちることのない支援。

4、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目のない包括的な支援。

5、プッシュ型支援とアウトリーチ型支援の転換。

6、データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル、評価、改善が掲げられ、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくることとなっています。

昨今、子どもたちが抱える発達課題は、保育・教育現場においても大きな影響を与えていることは、成長過程の段階において周知のとおりでございます。

発達に不安がある児童が小学校へスムーズな移行となるように、5歳児健診の実施に向けて、ぜひ、町における円滑な実施となりますように進めていただきたいと思います。

最後になりますが、先日、中国新聞にも掲載されました、中国地方の街の幸福ランキング2023では、大東建託の調べによりますと、府中町の幸福ランキングは、2021年は第1位でございましたが、前回の2位から、今回は3位にまた1つ下げましたが、このランキングには、ほかに、「街に誇りがある」、「街に愛着がある」、「住みこち」の公表では、いずれも府中町は第1位となっております。

ぜひ、まちの幸福度に欠かせない福祉の分野において、府中町の全ての人が、笑顔でこのまちで健康で暮らすことのできる福祉の拠点となる健康センターの開設を、私は強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第2項、乳幼児健診の拡充を、15番益田議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第3項、いきいき活動ポイント事業の拡充を、第9期介護保険事業計画について、11番寺尾議員の質問を行います。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。

一般質問事項、いきいき活動ポイント事業の拡充を、第9期介護保険事業計画についてということで質問をさせていただきます。

介護保険制度は、平成12年、2000年に、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして創設をされ、23年が経過をいたします。

介護保険は、3年を単位に、地域の実情に即した高齢者福祉サービスや介護サービスを見込み、総サービス事業量、事業費を推計し、65歳以上の第1号被保険者の保険料の算定の根拠ともなる、事業計画を策定することになっております。

本年度、令和5年度は第8期、令和3年から5年の3年目であり、第9期、令和6年から令和8年の計画を策定する年となっており、町当局においては、鋭意作業を進められているものと思います。

特に第9期については、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度を迎えることとなり、介護サービスの需要が一層増加し、多様化することが見込まれると思います。また、全国的に介護職場の人手不足や、物価高などによる介護事業者の経営悪化も伝えられ、介護報酬の増額改定も検討されているとのことでもあります。

介護保険制度を巡る情勢は、大きく変化をしております。つきましては、次の各項目について質問をさせていただきたいと思っております。

大きな1つ目ですが、第8期介護保険事業計画の進捗状況についてあります。

1つ目、①第8期の事業計画においては、みんなで支え合うまち府中を基本理念に、6つの重点的取組事項を定め、それぞれの項目ごとに目指す姿と目標値が設定されていますが、その実績と達成状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

②第8期の中の施設整備として唯一計画されておりました、そして本年度公募をされた、医療ニーズにも対応できる看護小規模多機能型居宅介護施設の整備状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

③介護保険の財政状況はどのようになっていますか。予算決算の状況から見ると、計画総事業費、標準給付費と地域支援事業費の合計ですが、その計画総事業費と実績

額というのが大きく乖離というか、違いがあるのではないかと思います。計画と実績の状況についてお答えをいただきたいと思います。

次に、大きな2つ目として、高齢者いきいき活動ポイント事業についてでございます。このポイント事業というのは、介護保険の事業の中の地域支援事業として実施されているということで、お伺いをいたします。

①事業開始以来、3年が経過をいたします。大変これは評判がよく、参加率も増加していると聞きますが、昨年9月から今年8月までの、令和5年度分の参加状況はどういう状況でしたか。お伺いをいたします。

②ポイント手帳の中には、簡単な参加者アンケートがありますが、集計はできているのでしょうか。その内容についてお答えをいただきたいと思います。

③この事業がもたらす経済的な効果、医療費や介護サービス費に対する影響など、これらについて把握されているものがあるかどうかお伺いをいたします。

④このポイント事業は、活動内容により、健康づくり活動が1ポイントと、健診の受診とボランティア活動が2ポイント、そしてボランティア活動のうち府中町が指定するものと、それで限定ということが書いてあるんですが、これが4ポイントということの、3つの区分に分かれております。

1ポイントと2ポイントの事業というのは分かりやすいと思いますが、この4ポイント事業の活動内容はちょっと分かりにくいと思いますので、どんなボランティア活動が対象となっているのか、またその実績はどんなものがあるのかというのを教えてください。

⑤次期、第9期の事業計画の中で、このいきいき活動ポイント制度の拡充について、何か検討されていることはありませんか。お伺いをいたしたいと思います。

次に、3つ目の大きな柱の質問ですが、第9期、次期介護保険事業計画の策定状況についてお伺いをいたします。

①第9期計画策定の前段として、各種アンケート調査を実施されているものとお伺いしておりますが、その概要と結果から見えてくる特徴的な事項や、課題などを教えてください。

②各自治体の第9期事業計画策定に当たり、国は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針、基本指針を示していると思いますが、府中町の実態も踏まえて、町として、来期に向けて重点的に取り組みたい事項はどのような

に考えておられますか。お伺いをしたいと思います。

質問は以上です。よろしく願いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　ここで、途中ですが、休憩といたします。再開は10時40分からといたします。休憩。

（休憩　午前10時30分）

（再開　午前10時40分）

○議長（梶川三樹夫君）　休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君）　続いて、答弁を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君）　福祉保健部長です。

11番寺尾議員の一般質問、いきいき活動ポイントの拡充を、第9期介護保険事業計画についてに答弁します。

まず、第8期介護保険事業計画の進捗状況についての御質問の1点目、目指す姿と目標値の実績と達成状況についてですが、議員御指摘の6つの重点取組は、高齢者の社会参加・生きがづくり、介護予防・自立支援・重度化防止対策の積極的推進、認知症高齢者対策（共生・予防）の推進、高齢者を支える体制づくり、高齢者にやさしい生活環境づくり、介護保険サービスの提供体制の整備の6区分としており、取組ごとに目指す姿として目標値を定めており、全体で9項目の目標値を定めております。

目標ごとの達成率につきましては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のアンケートの速報値の結果によりますと、元気な高齢者の割合、要介護認定を受けていない75歳以上の高齢者の割合が、目標79.4%に対し実績値は80.2%で、目標値を超えた結果となりました。

そのほかの8項目は、達成率が95.3%から73.6%で、目標値は達成しておらず、中でも一番低かった達成率73.6%は、認知症施策や相談窓口を知っている人の割合で、目標38.3%に対し、実績値は28.2%でした。相談窓口の周知を、今後もしっかりと図っていかねばならないと考えております。

御質問の2点目、看護小規模多機能型居宅介護施設の整備状況についてですが、今年度の6月、8月と2度にわたり公募期間を設けましたが、問合せをいただきながら

も、最終的に応募がなく、8期計画中の施設整備事業として実施できない結果となりました。

看護小規模多機能型居宅介護施設は、全国的にニーズも高く、他市町においても増加傾向の施設であり、今後は本町のサービス事業の的確な将来推計と、介護保険事業運営協議会での協議を経て、第9期事業計画の継続項目とするか否かも含め、具体的な検討を進めてまいります。

御質問の3点目、介護保険の財政状況は、計画と実績の状況はについてですが、令和4年度介護保険特別会計決算は、歳入が41億685万7,000円、歳出が39億6,661万9,000円となり、実質収支は1億4,023万8,000円となりました。

認定者数は2,389人で、前年度と比較して19人減っており、介護認定度の高い方、要介護1から5の介護サービス給付費は0.28%減少した一方、軽度認定者、要支援1から2及び総合事業対象者に係る介護予防サービス給付費は14.2%増加、地域支援事業費も11.1%増加しています。

地域支援事業関連は、高齢者の健康状態の維持・改善や介護認定者の重度化防止が重要であるとされ、コロナ禍での活動抑制の中でも増加傾向にあるなど、介護のサービスバランスは大きく変化しております。

続いて、高齢者いきいき活動ポイント事業の状況についての御質問の1点目、令和4年9月から令和5年8月までの令和5年度分の参加状況についてですが、本事業は、高齢者の社会参加及び生きがいを促進することを目的として、令和2年9月に開始しました。毎年、65歳以上の、約1万3,000の方が対象となっております。

実績につきましては、令和3年度は参加者数3,062人で参加率24.0%、令和4年度は参加者数3,450人で参加率27.1%と、388人増で、3ポイントの上昇となり、議員御指摘のとおり参加者数は増加しており、少しずつではありますが、皆さんの日常生活の中に浸透してきております。

令和5年度の速報値につきましては、現在集計作業中ですが、令和5年10月末現在で、参加者数3,496人、参加率28.3%となっており、参加率は現時点で1.3ポイント上昇しております。報告をいただいた方には、順次奨励金をお支払いしております。

御質問の2点目、ポイント手帳の中の参加者アンケートの集計状況についてです。

手帳巻末の参加者アンケートの集計結果ですが、健康状態については、変わらないと答えた方が51.0%、よくなったと答えた方が47.5%となっています。

外出の頻度については、変わらないと答えた方が42.4%、増えたと答えた方が52%と、コロナで活動自粛状況でしたが、各項目で、参加者の半数以上の方が、ポジティブな実感や、健康を維持できていると回答されました。

また、自由記載欄には、近隣とのコミュニケーションがよくなった、知り合いが増えて楽しい、閉じこもらないようになったなど、うれしいコメントも多く、いきいき活動ポイントの活動中の方に、公園で倒れているところを発見・救助された方から、九死に一生を得たことへの感謝とともに、本町職員へのねぎらいの言葉もいただきました。

御質問の3点目、この事業の経済的な効果、医療費や介護サービス費に対する影響についてですが、ポイント手帳を持って外出し、地域の皆さんと会話することで、心身ともに健康になり、地域活動に参加することで地域のコミュニティーができ、生きがいを感じる。また、ボランティアに参加することで、地域や施設にも還元できるなど、事業効果が少しずつ出ていますが、事業の経済的な効果、医療費や介護サービスに対する影響などは、現時点では把握できておりません。

今後はコロナの影響等も勘案し、5類移行後の複数年度の結果を待ち、高齢者の方の健康増進など、事業効果等について検証していきたいと考えております。

御質問の4点目、ポイント付与事業のうち、4ポイント事業の活動内容とは、その実績はについてですが、ポイントは活動内容により異なり、議員御指摘のとおり、1ポイント、2ポイント、4ポイントの事業があります。

御質問の4ポイントの対象事業は、地域福祉におけるボランティアによる支え手確保への貢献度が客観的に明確な、保育・介護人材の確保や、住民運営の通いの場の支え手としての活動としております。

具体的には、介護施設等、保育園、児童福祉施設、障害者支援施設等での清掃、配膳、洗濯などや、高齢者及び障害者の外出時の付き添い介助、点訳・音訳・手話・要約筆記、町内でいきいき百歳体操を週1回以上実施する通いの場の世話人としての活動などです。

4ポイント事業の実績につきましては、令和4年度実績3,450人中94人で、

全体の2.7%の方が4ポイント事業を実施されており、ほとんどの方が百歳体操の世話人でしたが、高齢者、障害者への支援活動の方もおられました。

御質問の5点目、いきいき活動ポイント制度の拡充についてですが、現在、具体的な検討はしておりません。また、制度の検討につきましては、参加率の推移や事業の効果の検証及びポイントの相互付与をしております、広島市、海田町との調整も必要と考えております。まずは1人でも多くの方に事業に参加していただけるように、制度の周知を図っていきます。

続いて、第9期計画の策定状況についての御質問の1点目、第9期計画策定に係る各種アンケート調査の実施状況の概要と、特徴的な事項や課題などについてですが、介護保険事業計画を策定するに当たり、国が示す全国共通の基準、対象者及び基本項目に加え、自治体独自の設定項目を加え、3種類のアンケート調査を実施しました。

1つ目は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査です。この調査は、要介護状態になる前の高齢者の日常生活を把握し、地域の抱える課題を抽出し、介護予防・日常生活支援総合事業を推進することを目的に、要介護認定を受けていない高齢者1,000人を無作為抽出し、国が指定する必須項目35項目及び府中町オプション項目28項目について、郵送により調査しました。回収率は69.6%でした。

2つ目は、在宅介護実態調査です。この調査は、高齢者等の適切な在宅生活の継続と、家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に、在宅介護を受けている要介護・要支援認定の高齢者及び家族介護者を対象とし、国が指定する9項目と府中町オプション項目10項目について、認定調査員による聞き取り及び郵送回答により調査しました。回収率は58.5%でした。

3つ目は、介護サービスに関連する町域事業者67事業所を対象とした調査で、回収率は94.1%でした。事業所調査に関しては、全て本町独自項目となっており、介護保険サービス事業所の現状や介護保険制度の課題、ニーズ等を把握し、より専門的な目線で、本町の現状に即した計画を策定するための調査となっております。

調査結果の特徴としましては、介護サービス事業所等への調査において、人材確保に困難をととも感じている事業所が49.2%で、前回の調査より16.5ポイント高くなっておりました。また、逆に感じていない事業所は6.3%で、前回調査より8.2ポイント低くなっております。各事業所とも介護人材確保が大きな課題となっております。

御質問の2点目、町として、来期に向けて重点的に取り組みたい事項についてですが、本町の65歳以上の高齢化率は、令和5年度は24.6%ですが、団塊ジュニア世代が65歳になる令和22年度まで推計すると、29.2%となる予想で、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で、高齢者人口はさらに増加すると予想されます。

併せて、要介護・要支援の認定者数も、令和3年度を基準とした場合、令和8年度までは毎年微増すると予想しており、令和22年度には、令和3年度と比較して698人増加、認定率も20.5%まで上昇する見込みです。

議員御指摘の国の基本指針でありますように、団塊世代が75歳以上になる2025年を目前に控え、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みを踏まえて、介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの進化・推進に向けて取り組みます。併せて、介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上にも取り組んでまいります。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく元気に生きがいを感じて暮らしてもらえるように、介護予防事業として取組を開始しました高齢者いきいき活動ポイント事業をはじめ、様々な予防事業にも積極的に取り組んでまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。丁寧な答弁ありがとうございました。

まず、第8期の事業計画の達成状況ですが、9つの目標値のうち、目標値を達成できたのが1つ、それ以外の目標値の達成率が、73.6から95%ということでした。達成した目標は、元気な高齢者の割合、要介護認定を受けていない75歳以上の高齢者の割合というもので、これは令和元年度の現状が78%で、令和5年の目標値は、それにプラス1.4の79.4という設定がされておりました。これが結果として、それを上回る80.2%ということになったということです。令和元年に比べプラス2.2%、目標値の増加率からすると、1.6倍の達成となっているということでした。

元気な高齢者の割合が目標値を上回ったということは、コロナ禍の中であっても、介護予防の取組など、元気づくりの施策が功を奏したということではないでしょうか。いきいき活動ポイントの制度も、こうした元気づくりに貢献したのではないかと思います。

ます。

認知症の施策や、その相談窓口をしている方の割合が、令和元年の実績値が28.3%、これが、令和5年の実績値が28.2%ということで、マイナス0.1ということですが、それ以外の8項目は、令和元年度の現況値を上回っているということであり、高齢者の健康状況や幸福感が徐々に高まっている、望むべき方向に進んでいるということだと思います。次期計画も、これらを引き続き発展させていただきたいと思っております。

次に、看護小規模多機能型の居宅施設の整備についてですが、数か所問合せがあったが、実際応募がなかったということがございます。残念なことですが、この問合せがあったが応募されなかったということで、その理由をお聞きであれば、お聞かせください。どんなことが考えられるのでしょうか。

そして、今後については改めて検討という答弁でしたが、在宅医療と介護の連携は、在宅サービスの一層の充実に資するものと思いますので、課題解決に努め、整備実現となるよう検討いただきたいと思います。

次に財政状況ですが、介護サービス給付費は減少し、介護予防や地域支援事業が増えたということがございますが、そうしたことから、元気な高齢者の割合が増えているということかもしれません。第8期の介護保険料算定に当たり、介護給付費準備基金から、令和3年から5年の3か年で2億4,000万円の繰入れ、取崩しをする計画となっております。しかし、令和3年と4年の決算では繰入れがなしで、逆に決算剰余を積立て、今年度も令和5年度も、この9月補正まででは繰入れなしで、基金積増し予算となっております。

基金の残高は、令和2年の末で4億4,000万、これが令和4年の決算剰余と、令和5年の決算積立予算を合わせると、この令和9年末で約7億7,000万程度と、大幅に増加する見込みとなっていると思います。この原因はどのように考えておられますか。

また、この介護保険の基金ですね。介護給付費準備基金として、その適正な規模、国が示す額等や割合などというものがあるのでしょうか。あれば教えていただきたいと思います。

次に、いきいき活動ポイントの関連ですが、参加率が24%、27%、28.3%と伸びています。目標値の30%までには行っていないんですが、徐々に増えている

ということで、日常生活にも浸透してきているということであろうかと思えます。

また、参加者のアンケートにおいても、健康状態がよくなった方が47.5%、外出の頻度が増えたという方が52%ということで、前向きな傾向が顕著で、自由記載欄も大変うれしいコメントが多いということでした。参加者からの評判も高く、担当職員の満足度もあると。また、直接的な事業効果は検証されていないということではありますが、元気な高齢者の割合が増えておって、介護サービス給付費が減少しているということからも、しっかりと経済的な効果も出ている事業となっているのではないかとこのように思っております。

より、今後さらに参加者の拡大を目指すべきだと思えますが、少し気になることがあります。これは来年度、令和6年度からのポイント手帳の配布方法を変更されようとしているということでございます。

これまでは、手帳の辞退申出者を除き、65歳以上の全ての方に手帳を郵送されておりましたが、令和6年度以降も手帳を希望される方については、今年新たに申出書を事前に出してほしいというような取扱いに変更をされております。希望されない方は、要は申出書を出さない人、希望されない方については手帳の郵送をしないというふうにされておりますが、この事業の参加者が少なくなるのではないかと危惧をいたしております。

この年代別の参加率を、以前の質問で聞いておりますが、最も高い年代別で言うと、75歳から79歳の方が一番参加率が高く、4割近い方が参加されているというふうに聞いております。65歳が一番高いんじゃなくて、徐々に、65歳はまだちょっと現役の部分もあるかもしれませんが、徐々に高くなって、75歳から79歳が一番参加率が高くなるということで、ある程度高齢者になってから参加しようとする方が多いのではないかとこのように思えます。

こうした方が気軽に参加できる方法というのは、やはり手元に手帳があるというのが一番いいと思えますので、参加拡大には、気が向けばすぐに参加できるという環境、動機づけが大切であると思えます。こうした考え方はどういうふうに思われますか。お考えをお示しいただきたいと思えます。

次に、4ポイントの活動ですが、これは地域の支え手となる活動のうち、将来的に貴重な人材となる、特定のボランティア活動に限定しているということです。実績としては2.7%の94人で、百歳体操の世話人がほとんどということでした。対象と

なる活動の広がりはこちらからということでしょうが、各福祉施設でのボランティア活動などが該当するということでもあり、各施設の名前の公表とかボランティア活動の内容や、その登録方法などについても周知する必要があるのではないのでしょうか。

また、気になるのですが、そうした福祉施設でボランティア活動をされている方の中には、当然65歳未満の方もいらっしゃると思います。そうした方は、いきいきポイント活動の対象外となりますので、そういった方から、ちょっと不公平じゃないかなというような声はないのでしょうか。そうした同じ活動をされているボランティアの方に対しても、このポイントを付与するという事も検討していただければいいのではないかというふうに思っております。

次に、いきいき活動ポイント制度の拡充の部分ですが、現在のところ具体的な検討はしていないということでございます。ぜひ検討いただきたいと思っております。

事業効果の検証はこちらからということですが、事業開始から3年を経過し、参加率やアンケートの結果、そして元気な高齢者の割合が増加していることから、この事業は有効な事業であると思っております。参加者から高い評価を受けており、ポイント集めを生活の張り合いとされている方も多いため、さらなる参加者の拡大と、参加されている方の意欲をさらに高めるため、敬老年金の見直しなどの財源をベースに、それだけじゃないと思いますが、そういったのを原資にするなどを考えて、奨励金の額の引上げ、1万円をさらにもうちょっと上げていくということとか、表彰制度ですね。ポイント獲得ベストテンとか、最高年齢者とか、また付与ポイント数の多い活動団体の表彰というのは検討はできないのでしょうか。

また加えて、健康づくりボランティア活動などは、65歳からでなく、もっと若い時代から、若いときから取り組まれることが望まれます。そのきっかけづくりとして、この制度の対象年齢を拡大し、活用するという事はできないのでしょうか。

基本的には介護保険というのは、40歳以上の方が対象者、被保険者ですので、できないことはないかと思いますが、いかがでしょうか。検討にはまだ至らないかどうか、ちょっと思いを聞かせていただきたいと思っております。

次に、第9期の計画の策定状況ですが、3つのアンケートをされているということでした。そのうち、介護事業者67事業所を対象としたアンケート調査を実施され、介護人材の確保が大きな課題となっているということでした。

国では介護報酬の引上げも含めて、様々な対策を検討されているとは思いますが、

府中町として介護職場の人材不足に対する取組は、どのように取り組まれようとしていますか。お伺いしたいと思います。

また、新聞で、国が行った介護事業所の2022年経営実態調査で、特養、特別養護老人ホームと老人保健施設が、初の赤字というような記事が出ておりました。府中町内の介護サービス事業所の経営状態はどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

第9期計画策定に向けて、介護サービス基盤整備、地域包括ケアシステムの進化・推進に取り組む。併せて、介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上に取り組む。高齢者いきいき活動ポイント事業をはじめ、様々な予防事業にも積極的に取り組んでいくということでございます。第8期の実績と課題を踏まえるとともに、社会・経済状況に即した事業計画を作成していただきたいと思っております。

そして、計画策定ですね。最も気になりますのが、1号被保険者の介護保険料の改定の見込みでございます。現時点では、まだ国から直接平均的な介護保険料の見込みなどは示されておらず、具体的な答弁というのは難しいかもしれませんが、8期において介護予防に取り組んだ結果、介護サービス給付費の伸びが抑えられ、決算剰余が発生し、基金が3年前より大幅に増加をしているという実態があります。

介護報酬の引上げ動向も気になりますが、適正な事業費を設定し、基金をしっかりと活用して、町民負担の軽減を少しでも図っていただきたいと思っておりますが、現状の作業状況についてどのようになっていますか、お伺いをしたいと思います。

再質問は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

高齢介護課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼高齢介護課長（藤永美香君） 高齢介護課長兼職次長です。

11番寺尾議員の、第2の御質問に答弁いたします。

最初の御質問、看護小規模多機能型居宅介護施設の応募がなかった理由についてですが、タイトなスケジュールや周知方法が十分でなかったことに加え、主たる原因は、長引くコロナ禍や、候補地の獲得を含めた物資及び人件費の高騰など、社会情勢の悪化が要因と捉えております。

なお、県内の看護小規模多機能型居宅介護施設の整備数は、令和4年度以降、5か所増えており、国の介護給付費分析等からも、医療に特化した介護サービスのニーズ

が高まっていると推測しております。

今後も、地域包括ケアに根ざした在宅での日常生活を支えるサービスメニューの選択肢が広がり、必要な人が必要なサービスを確実に受けられるよう、施策整備について、引き続き検討していきたいと考えております。

続いての御質問、介護給付費準備基金につきましては、議員御指摘のとおり、令和2年度末の基金残高が4億4,000万円で、令和4年度決算剰余金を積み立てた後、令和5年11月現在の基金残高は、7億2,000万円でございます。

2000年、平成12年に開始された介護保険制度は、急激な高齢化に伴う介護給付費の増加が創設当時から予測されたため、保険者である市町村が経営に困窮しないよう、清算交付や決算剰余金の積立てをはじめとする、安定的財政運営の仕組みが設けられております。

第8期、令和3年から5年では、コロナの影響によるサービス利用料の落ち込みや介護予防事業の推進によって、結果として介護給付費が抑えられたことなどがあり、今期の剰余金が重なったものと推測しております。

御質問にある、基金保有に関する基準につきましては、各保険者の高齢者人口やサービス利用率など、事業規模が異なるため、適正規模等の指針は国から示されておられません。介護給付費は将来にわたり増加傾向にあることや、公費負担とのバランスを鑑み、一定の剰余金が生じる保険制度設計に加え、3年ごとの期間のうち最終年度、令和5年度には、次の3年間の保険料を見据えたものとするため、準備基金の取崩しなども視野に入れながら、保険料の急激な上昇を抑制していきたいと考えます。

続きまして、高齢者いきいき活動ポイント事業に係る御質問に関しまして、現在、申出により交付を希望しない500名の方には手帳をお送りしておりませんが、活動された3,400人の方を除く9,000人以上の活動をされていない方に係る、より効果的な実施方法について改めて考慮し、このたび、来年度の手帳交付方法を変更いたしました。

ただし、年度途中であっても交付希望の申出があった場合は、従来どおり即時交付することとし、今年度につきましては変更点についての周知を行うため、対象者約1万3,000人の方全員に手帳をお送りしております。

今後は、参加者のさらなる増加を目指し、広報、ホームページ、SNSのほか、シルバー人材センター会員や各種公民館活動をされる方、健康診査会場来場者などに対

し、議員の御意見にもありますように、気軽に参加できる環境と動機づけ、きっかけづくりにつながるよう、あらゆる活動の場において、積極的な啓発を行ってまいりたいと思います。

なお、皆様に手帳をお送りする際には、活動内容についてのパンフレットを同封させていただき、手帳の使用方法やポイント事業に期待される効果の説明と併せて、健診対象医療機関や町内での活動団体一覧について、詳しくお伝えしております。

また、対象となる介護施設等での活動に関しましては、ボランティア先の施設職員から、手帳持参についての周知もしていただいております。

続いて、議員御質問の、対象者である64歳以下の方のボランティア活動に対しては、平成30年度から実施しています福祉ボランティアポイント事業があります。

この事業は、障害者福祉施設、介護施設、児童福祉施設等でのボランティア活動に対してポイントを付与し、受入れ施設へのポイントの寄附、受入れ施設での利用券及び人間ドック等、奨励交付金として交換できるものです。こちらの事業も、いきいき活動ポイント事業と併せて周知を図っていきます。

また、高齢者いきいき活動ポイント事業の参加拡大の検討につきまして、ただいま、様々な御提案をいただいたところですが、広島市及び海田町との相互ポイント付与の制度設計としておりますので、今後の見直しも含め、3市町で調整していく必要がございます。

事業目的が他人との比較ではなく、自身の健康管理や生きがいを推進する目的であることから、高齢者の社会参加や地域活動が活性化し、我が町の地域力を高めることができるよう、今後もよりよい周知方法などを研究し、魅力ある施策を行ってまいります。

続いての御質問。第9期計画の策定状況のうち、介護職場の人材不足及び町内介護サービス事業所の経営状況につきまして、今般、国において介護サービス施設事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料とするため、全ての介護保険サービスにおける令和4年度決算を対象とした調査を、無作為抽出方法により実施されました。

このたびの一部新聞報道は、この結果が公表されたものですが、国の直接調査であるため、町内事業者の経営状況については把握しておりません。

ただし、不安定な世界情勢が引き起こす原油価格や物価の高騰、加えて介護人材不

足などのダブルパンチを受け、全国の介護施設の経営状況が苦境に立たされていることは容易に想像でき、本町としても危惧しております。

また、喫緊の課題である人材不足の解消、介護人材の安定的な確保につきまして、介護職員等の処遇改善等、強化対策が継続されておりますが、保険給付費等の実績は、いまだ流動的でございます。こうした介護事業経営の実態を勘案するため、先ほどの調査結果を基に、収支差率に当たる利益率等を鑑みるなどの国における審査内容を、本町も日々注視しております。

したがいまして、第9期事業計画の策定の進捗状況は、今年度が診療報酬、介護報酬、障害者報酬のトリプル改定となり、作業工程が多いため、平均的な介護保険料が提示される例年のタイミングより、国からの提示がかなり遅れる影響がございます。

一方、被保険者数の増加とともにサービス利用料が増える中、介護予防事業を強化した結果、全国的な傾向と同様に、本町においても介護保険給付費を抑制する効果が少しずつ現れております。今後はコロナ禍での活動減少により、目標を達成できなかった諸事業を深化させて取り組むこととし、第9期計画における、さらなる充実を図った事業継続や、サービスの複合化などを検討しつつ、令和6年度以降の3年間で必要なサービス料を適切に推計するため、その継続審議と骨子案の作成に、現在取りかかっております。

介護保険料の改定見込みに関する現時点での具体的な金額をお示しすることは困難ですが、保険給付費をはじめとする介護保険事業の安定的な運営のため、現計画、第8期の保険料をベースとした次期3年間の保険料につきまして、不足していれば上げ、余剰していれば下げるなど、基金の活用については慎重に検討してまいります。

今後も引き続き、第9期事業計画高齢者福祉計画の策定に向け、在宅での暮らしを望む本町の利用者や介護者のニーズを十分に把握し、適切に反映された計画となるよう、国の動向を注視しつつ、策定作業にしっかりと取り組んでまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問はございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 本当に丁寧な答弁、ありがとうございました。

再々質問ということで、第8期の事業計画の部分ですが、介護小規模多機能型の居宅介護施設の応募がなかった原因は、スケジュールや周知方法が十分でなかったこと

と、候補地の獲得を含めた物資及び人件費の高騰などの社会情勢の悪化が要因だということでした。次期計画において引き続き施設整備を検討するということですが、同じことを繰り返さない、しっかり対応を取って、計画実現に努めていただきたいと思います。

それと、基金の適正規模等の国の指針というのは示されていないということでした。そもそも、この介護保険制度というのは、3年間の事業計画を定め、それを3年間の保険料で賄うことを原則としていることから、計画期間終了時の基金の譲与額は、次期計画期間中に歳入として繰り入れ、保険料の上昇抑制に充てるという考え方が、まずベースにあるというふうに思います。

8期で取り組んだ成果、剰余を、次期計画にしっかり反映させていただき、次期保険料の抑制に努めていただきたいと思いますというふうに思います。よろしくお願ひしたいと申します。

次に、高齢者いきいき活動のポイント事業ですが、来年度からポイントの配布方法を変更するということですが、あらゆる活動の場において積極的な啓発を行っていききたいという御回答でしたが、私としてはやはり、参加率が低下しないか心配をしております。状況を見ながら、参加拡大策の選択肢の1つとして、全員配布の復活というのも検討いただきたいというふうに申します。状況を見ながら、いろいろ検討してください。

そして、次に4ポイント事業の具体的な内容について、分かりにくいと申します。施設名や活動内容、登録方法などを紹介すれば、参加者もさらに増えるのではないかと申します。検討いただきたいと申します。

そして、64歳以下の方のボランティア活動に関しては、福祉ボランティアポイント制度というのがあるということでした。ちょっとこれは私の勉強不足で知らなかったんですが、この事業、この福祉ボランティアポイント制度という事業は、いつから始まったものでしょうか。また実績とか参加者は毎年どの程度おられるか、また奨励金の実績などを教えていただきたいと思います。

また、参考までに教えていただきたいんですが、64歳以下の方の健康づくりを支援する制度として、昨年12月から健康マイレージ制度アプリというものが始まっていますが、この1年間、そろそろ実績が出ると思うんですが、どのくらいの方が参加されているのか、また毎月1,000ポイントをためた方の中から抽選で、

1, 000円のギフトカードが贈られるという内容になっていますが、その実績はどの程度になっておりますか。参考として教えていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、いきいき活動ポイント事業は大変評判がよく、また介護予防に大きな成果をもたらしている事業だと思えます。より多くの町民の方が、健康づくりやボランティア活動に参加するきっかけづくりとなるよう、制度の充実に努めていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

次に、第9期の事業計画ですが、町内介護事業者の経営状況は把握していないが、今般の経済情勢などから、苦境に立たされていることは容易に想像でき、本町としても危惧しているということでした。

各事業者は町民へのサービス提供者であり、安定的なサービス利用のためにも、事業者の経営に関する情報把握は必要ではないかと思っております。町内事業者との意見交換など、日常的な情報交換の機会はないのでしょうか。

また、介護人材の確保について、町として何か方策は取れないのでしょうか。保育所では行っているというふうに認識しておりますが、保育所とは状況が違うということでしょうか、お伺いをしたいと思います。

介護職の離職者が増えている、そしてヘルパーなどの方が高齢化をしているなど、介護人材の不足は深刻な状況になっているということでございます。対応として、外国人材の受入れやICT活用なども進められていると聞きますが、抜本的にはやはり、介護報酬の引上げしかないということかもしれません。

現状の制度の仕組みでは、介護報酬の引上げは、介護保険料や利用者負担の増に連動することになります。このままだと制度の維持が難しくなるのではとも言われていますが、そうしたことにならないよう、地方の現状や制度改正への意見など、町としても国に申入れを行っていくことも必要だと考えております。しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

第9期事業計画は、国において、3つの報酬改定が行われるということであり、限られた時間の中で、大変な作業を進められているものと思えます。最近の子育てに注目が集まり、高齢者層に対して負担増が求められるなど、厳しい状況がありますが、高齢者をはじめ、あらゆる世代の町民が支え合い、自分らしく共に暮らせる、地域共生社会を目指していただきたいと思えます。

質問は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。11番寺尾議員の、3回目の御質問に答弁させていただきます。

私のほうからは、御質問の1問目の答弁をいたします。御質問の1問目、府中町福祉ボランティアポイント制度の事業はいつから始まったものですか。また、実績、参加者は、毎年どの程度おられますか、奨励金の実績についてでございますが、本事業は、個人が行う福祉ボランティア活動について、福祉ボランティアとして登録した人が、指定された受入れ施設でボランティア活動を行った場合に、府中町元気サイクルポイントが付与され、そのポイントを、自分の健康づくりにつながるものや、受入れ施設へ寄附として交換できる内容となっており、本事業を通して、生き生きとした地域社会の実現に寄与することを目的とし、平成30年4月1日から事業を開始しています。

福祉ボランティアとして登録できる人は、65歳になってから最初の8月31日を迎えるまでの人です。9月1日以降は、高齢者いきいき活動ポイントの事業の対象に移行します。府中町高齢者いきいきポイント事業の開始に合わせて、対象条件を変更いたしました。

ボランティア登録者でございますが、令和元年度では100人でしたが、令和2年度の高齢者いきいきポイント事業開始時に、71の方が福祉ボランティア登録から高齢者いきいきポイント事業へ移行したため、29人となりました。その後、令和4年、5年に、お二人が高齢者いきいきポイント事業へ移行したため、27人となり、令和5年11月まで、新規登録者が2名、登録者数は現在29名となっております。

ボランティア登録者の活動状況及び奨励金の実績でございますが、令和2年度はお二人で奨励金が2,500円、令和3年度はお一人で、奨励金は1,700円。令和4年度はお二人で、奨励金は3,800円となっております。

新型コロナウイルス感染症拡大により、ボランティア活動受入れ施設である高齢者施設や障害者施設が受入れを中止したため、活動者は減少いたしました。今後は施設の受入れの再開も予想され、活動者の増加を見込んでおります。

私の答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 健康推進課長。

○健康推進課長（平岡直美君） 健康推進課長です。

健康マイレージ制度アプリについては、私のほうから答弁いたします。

健康マイレージ制度アプリとは、令和4年12月から開始したもので、健康診断の受診やウォーキングなど、健康づくりに取り組むことでポイントをためることができ、スマートフォンアプリです。対象者は、18歳から64歳の町内在住・在学・在勤の人です。このアプリを利用して、毎月1,000ポイント以上ためた人の中から、抽選で1,000円分のギフトカードをプレゼントします。

御質問の、健康マイレージ制度アプリ参加者と、抽選で1,000円分のギフトカードをプレゼントした実績ですが、アプリ開始の令和4年12月から令和5年9月までの延べ人数ですが、アプリ利用者は1万488人です。1,000ポイント以上たまり、抽選の対象者となった人は、3,410人です。このうちギフトカードをお送りしたのは788人です。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 高齢介護課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼高齢介護課長（藤永美香君） 高齢介護課長兼職次長です。

私からは、3番目の御質問、第9期事業計画についてお答えいたします。

初めに、町内事業者との情報交換につきまして、本町の介護サービス領域は、広島市や近隣市町と一体化されていることから、近隣市町を含む府中町域の介護サービス事業者間において、地域包括支援センター主催で開催される連絡協議会に職員が年15回出席し、年間を通じた研修や介護保険の最新情報など、情報交換を行っております。

併せて、地域密着型サービス事業所における運営推進会議等へ、年間60回程度職員を派遣し、情報の共有化と、地域における課題解決に向けて丁寧に取り組んでおります。

次に、介護人材の確保に係る町としての方策につきましては、介護保険制度は国の施策であることから、議員御提示の保育所とは性質が異なるものでございます。現在、国の方針の下、諸施策を推進すべく、本町におきましても、介護職の魅力若者に発信するよう、中学生を対象とした普及啓発活動を継続しており、今後も県や近隣市町等の動向を注視しながら、効果的な施策となるよう研究してまいります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第3項、いきいき活動ポイント事業の拡充を、第9期介護保険事業計画について、11番寺尾議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第4項、生活保護の申請・受給状況について、6番田中議員の質問を行います。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中伸武です。生活保護の申請・受給状況についてのお尋ねであります。

生活保護は言うまでもないことなのですが、といて言いよるんですが、憲法第25条で国に定められている社会保障の制度であります。条文には、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があると、皆さんよく承知のように、規定されているわけでありまして。国民がちゃんと生活できるように、国は努力しなさいと命じているわけでありまして。

そこで、その最低限度の生活がどのレベルかというのが、この基準額が問題となるわけですけれども、これが低過ぎる、国が切り下げたのはけしからんと、最低限度の生活ができんという、今、全国の25の都道府県で裁判が提起されて、進んでおるところであります。

この大きな切下げは、2013年の安倍政権のとき最大で10%も減額されて、全国で訴訟が起きておるわけでありまして。この判決が相次ぐ中で、この10月の広島地裁の判決は、この引下げは違法だと、原告、受給者の勝訴でした。この広島地裁の判決は、原告に府中町の方が2人おられて、しかも被告は形の上で府中町になっていると。より、私たちにとって身近な判決だったと受け止めました。

府中の原告の2人は亡くなられておるわけですけど、2人とも。1人は町内で社会運動もされていて、頑張っていて、リーダー的な存在だった方です。私たちにとっても、余計に考えさせられる判決でしたね。勝訴を見届けられなかったというのは、本当に残念なことだったと思います。

形の上では町が裁判に負けたということですがけれども、この基準額を定めたのは厚生労働省なので、役場の現場としてはちょっと迷惑な話かもしれませんが。もともと、一番迷惑なのは、国民であります。

判決文は厳しい指摘でしたね。国の側に重大な過失があり、裁量権の逸脱、濫用だと。国が基準を切り下げた根拠としたデフレ調整というやつですね。物価が下がった

から基準を下げるんだという理屈なんですけれども、テレビの購入の値段が、ことさらに大きく影響するような計算方法だったり、当時、テレビは地デジ対応の後の特需があったりしたときですけれども、そういうものを根拠にしている、生活保護の世帯がそんなにテレビ買うかいやというような話で、裁判所のこの計算をけしからん、裁量権の逸脱・濫用だと、そういう厳しい指摘をしとるわけですね。

府中町の方の裁判記録もちょっと読みに行ったんですけれども、本当に生活を切り詰めている様子が切々と証言されています。問題となったテレビも、その方は、知り合いからもらって見とるんだと証言されている。ほかの家具も、もらって何とかやっとなんと訴えておられる。

安倍政権のときの、この切下げは、3年間で平均6.5%、計670億円だったそうですけれども、家庭、月十数万でやり繰りしている家庭が1万円カットという例もあったそうで、これは本当に厳しいものだったと思います。

10年経ってやっと出た地裁判決ですけれども、市町村側も、国からの法定受託事務だから、みんなそろって控訴をせざるを得ないと。本当は府中でも控訴しませんと、削減前のレベルで支給しますと、心理的には言いたいところもあるかなとも思うわけですが、なかなか難しい。

ただ裁判は、この全国20か所以上で提起されていて、だんだんと国が負ける、そういう1審判決が今増えている、今、12勝。12勝というのは原告、住民側から見て12勝だそうです。さらに高等裁判所の判決も、ついこの11月30日に名古屋の高裁で判決が出て、国が負けた。しかもこれは、受給者のほうに1人1万円の賠償金まで認めているわけですね。

だから、この10年前からの国の基準の切下げはいけんだということが、本当に、憲法判断の違憲判断まではしてないけど、いけんというふうに裁判所が連続して出しているというふうに、そういう動きだろうと思うわけでありませう。

その生活保護は、もう一つ、最後のセーフティーネットじゃというふうな言われ方もよくするわけですが、僕はこの最後のという言い方がちょっと、適当でない面もあるのかなという気が、個人的にはするわけでありませう。

最後のセーフティーネットと。いろいろなセーフティーネットからこぼれても、最後の最後で、どうしようもないというところで救済するよと、最終兵器というような、何かそんな意味合いがある。本当に困ってる最終的な人だけを助けるような、そんな

イメージがある、最後のセーフティネットという言葉ですが、もちろんそれはそれで正しいんですが、イメージとして、生活保護にはやっぱりほかの役割もあるというのを、ちょっと認識を新たにしとるわけです。

さっきの基準額が何ぼかというのは、大きな議論で裁判になっておるわけですが、その基準額は、保育料とか年金の減免など、その保護基準が所得条件の基準になっている、そういう国の低所得者支援制度、これが何か47種類もあるそうですね。

そうすると、生活保護の基準というのは、影響が幅広い。自治体レベルで見ても、小・中学校の給食費とか学用品とか、そういう就学援助の基準も、やはり生活保護の基準の、府中の場合は1.2倍がラインということですかね、になっている。そうすると、やっぱり生活保護の基準を何ぼにするかというのは、生活保護者をもろうとらんけれども、そのクラスの女の子、男の子、その子が給食費を払えるかどうかにも影響してくるわけですね。ごくごく身近な問題だと言えらると思います。

だから最終兵器、最後の最後の人たちだけを助けるものではなくて、私たちに幅広く、国民生活のあれこれに響くと、そう見ないといけないなど、私も改めて認識をしているところであります。

以上のように、この生活保護が私たちの問題であると、ごく一部の人だけではないんだと、そう受け止めた上で、府中町の現状を質問させていただきます。

まず最初の質問は、近年の府中町での生活保護の申請、受給の動向であります。そもそもどれだけの世帯が受給しているのか。被保護世帯という言い方をするようですけども、我が府中町の実態はどうか。その需給の動向、そしてその背景はどうなっているのかお尋ねいたします。

第2点は、コロナ対策を含めた施策と実施状況。特に令和2年度以降、経済対策を含めた給付金や貸付金が、低所得者層という言い方は何かちょっと微妙なんですけれども、生活保護世帯を含めた住民税非課税世帯と、そういったところでどんな支援策がこの近年行われているのかのお尋ねであります。

第3点は、そうした支援策の終了、制度が終了しているものもあるわけですが、特に生活福祉資金貸付制度、これが結構大きいんじゃないかと、僕も個人的に思うわけですけども、コロナの特例として、困窮世帯に幅広い現金の貸付けが行われた。最大で200万円までということですかね。

一息ついた方もかなり多かったと思われるわけですけども、これが貸付ですから、

いよいよ返済が、今年1月から始まっている。大丈夫かなど。返す段になって、大変なんじゃないかという気もするわけであります。

カンフル剤という言い方がありますがけれども、カンフル剤を今打ち続けると。給付もあり貸付もあり、ただこのカンフル剤が一息ついたとき、あ、とか言って息切れたんではよろしくないんじゃないか、そんな心配、それがあるわけで、ここら辺の状況はどうなのか。

この特例貸付が結構大きいんですけど、厚労省のデータでは、去年の9月まで行われて、全国で335万件、総額1兆4,200億円に膨らんだ貸付が行われている。単純な割り算をすると、1件が40万円ということになるわけですがけれども、非課税世帯は返済が免除になるということで、申請がかなり出ていると、そういう報道もありました。

返済期限が去年、今年、来年来て、それをまた猶予にするんか、あるいは遅らすんか、いろんなこともあるようですが、それでも借りたんだから、頑張っって苦しみながら返している人もおるんじゃないかと、ちょっと心配なわけであります。この町内の数等、あれば教えていただきたい。

それから4つ目の質問は、行政の対応であります。

この定例会でも、この後、非課税世帯への国からの7万円の給付を早期支給するために、町長のほうで予算を専決したという報告の議案が提出されておるわけでありましてけれども、こうした国の経済対策、この3年間でいろいろ相次いでいるわけですがけれども、市町の窓口、これは結構大変だろうと思いますね。独自の対応策もいろいろされていると。こういう行政の窓口の対応、庁内制度、あるいは独自の窓口、いろんな形で支援されております。そこら辺についてもお尋ねしたいと思います。

以上、主にコロナ禍での動きで心配なことがいろいろあるので、ぜひそういったところの対応、あるいは状況をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。6番田中議員の一般質問、生活保護の申請・受給状況についてに答弁いたします。

御質問の1点目、生活保護の申請・受給の動向とその背景についてですが、生活保

護世帯数は、令和元年度から令和4年度にかけて360世帯、359世帯、362世帯、370世帯と、令和4年度に微増しておりますが、ほぼ横ばいで推移しております。

また、生活保護の申請及び需給の状況については、令和元年度から令和4年度にかけて、申請件数は51件、47件、65件、48件と推移し、受給開始件数は38件、44件、55件、40件と推移しており、コロナ禍の令和3年度は増加しておりますが、その他の年度はほぼ横ばいで推移しております。令和5年度は10月までの件数ですが、申請数は33件、受給開始件数は26件となっております。

申請数と受給開始件数との差異は、本人都合による取下げや利用可能な資金、預貯金、生命保険等の判明や、他の施策の支援可能による却下によるものです。

その背景についてですが、本町のみならず、国内での生活保護の申請件数も、令和2年度・22万4,000件、令和3年度・23万5,000件、令和4年度・23万7,000件と、コロナ禍では増加しており、申請に至る主な理由は、貯金の減少、傷病による離職等が挙げられ、令和3年度においては、コロナ禍の影響で失業した世帯の申請が増加しております。

御質問の2点目、コロナ禍対策を含めた施策と実施状況についてですが、近年のコロナ対策等を含めた支援策としての給付金は、令和3年度は住民税非課税世帯等給付金として、4,300世帯に1世帯当たり10万円を支給。令和4年度は、住民税非課税世帯等給付金として、625世帯に1世帯当たり10万円を、また価格高騰緊急支援給付金として、4,457世帯に1世帯当たり5万円を支給。令和5年度は、住民税非課税世帯等給付金として、4,580世帯に1世帯当たり3万円を支給し、さらに住民税非課税世帯等支援給付金として、1世帯当たり7万円の給付金を支給する準備を、現在進めているところです。

その他のコロナ対策として、支給要件が拡充された住居確保給付金は、コロナ前は1件やゼロ件でしたが、コロナ禍の令和2年度は57件、令和3年度は15件の申請がありました。令和4年度は4件、今年度は1件と、落ち着いております。

緊急小口資金特例貸付及び総合支援資金特例貸付のコロナ特例貸付は、申請期間は令和2年3月25日から令和4年9月30日まででしたが、令和3年度・643件、令和4年度・664件の申請があり、それぞれ636件、650件の貸付けを決定しております。

御質問の3点目、支援策の終了などによる生活困窮化や申請増加のおそれなどについてですが、先ほど申しあげましたコロナ特例貸付の緊急小口資金及び総合支援資金の令和4年3月までに申請されました初回貸付け分は、令和5年1月から返済が開始されております。

また、緊急小口資金及び総合支援資金の令和4年4月以降に申請された初回貸付け分と、総合支援資金延長貸付け分は、令和6年1月から返済が開始され、さらに総合支援資金再貸付け分は、令和7年1月から返済が開始されます。

返済に当たりましては、償還免除及び償還猶予の要件もあり、既に償還免除申請により、243件の免除決定及び30件の償還猶予決定がされております。

償還免除の内訳としましては、住民税非課税の理由が一番多く、226件。続いて、借受人死亡が5件、生活保護受給と該当する障害等の手帳所持が1件ずつとなっております。これから返済が開始される貸付金についても、償還免除及び償還猶予について、同様の対応をしております。

御質問の4点目、今後の対応、各種制度の周知策などについてですが、御質問の1点目で答弁いたしましたとおり、生活保護の申請につきましてはコロナ前に戻りつつあり、保護世帯数も横ばいの状況ではありますが、生活困窮者等の相談件数につきましては、総相談数は、令和元年度・135件、2年度・353件、3年度・362件と増えており、困窮相談も、令和元年度・18件、2年度・224件、3年度・198件と、同じく増加傾向にあります。

生活困窮者に対し、就労支援等を早期に行うことにより、福祉の充実を図ることを基本施策とした生活困窮者自立支援事業を実施するため、自立相談と併せて、就労準備、家計改善の支援を行うこととし、令和4年9月1日に、府中町らしごと自立応援センターを設置しました。

令和4年9月から令和5年3月までの相談者数は46人、相談件数は延べ98件でした。内容別相談件数は、経済・就労関連95件で、総相談件数98件中9割を占めました。その中でも、生活費、家賃不足等の経済関連の相談が7割近くを占めました。

コロナ禍で総合支援資金特例貸付を受けた相談者が多く、償還猶予期間中の支援も含めた自立相談支援事業による伴走型の継続的な支援が必要であり、今後も制度等の周知を図るとともに、府中町らしごと自立応援センターと連携を取りながら、支援を継続してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中伸武です。2回目の質問は、ちょっと補足的に、2つほど数字というか、お聞きいたしたいと思います。

3回目の質問で、私なりに意見なり何なりをまとめて、総合的に、もし最後に御所見等があれば伺いたいと思いますけれども、この2回目の質問としては、2つほど補足的に、1つは、生活保護の例の8種類の扶助が、生活保護にはあるわけですが、生活を守る生活扶助、あるいは住宅を助ける住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、なりわいですね、生業扶助、葬祭扶助、8種類の内訳の生活保護の分野があるわけですが、どの分野が府中の場合、その生活保護の比率として多いのか、もし数字等があれば、近年のものであれば教えてください。これが1つ。

もう一つは、先ほどの、後でも述べますが、実際の保護の被保護者の数そのものの増加はそれほどでもないけれども、困窮相談がすごく増えてると。やっぱり窓口の方は大変だろうと思うんですけれども、いわゆるケースワーカーの人員、これは十分なのか、何人に対応されているのか。事務もいろんな給付金や貸付金やら、貸付金は社協を通してということですかね、事務も相当増えてるんだろうと思うんですが、相談する窓口の人が、うまく相談できる、きちっと相談できる体制として、人員として確保されているのかどうか、そこもお伺ひしたいと思います。

さっきの、どなたの質問だったか、今年は介護報酬と診療報酬とトリプルの報酬改定があって、恐らくそのほうの事務も大変なのかなと、ケースワーカーの方もどう影響するのか分かりませんが、町民そのものの相談と、それを受け入れてきちっと対応するほうの職員のケースワーカー、この状況を、2つ目、この再質問の中でこの2つを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。田中議員の2回目の御質問でございますが、私のほうからは体制のほうの答弁をさせていただきたいと思います。

現在、生活保護の業務をしている職員でございますが、ケースワーカーは5名、ま

た面接相談員として、面接を主に受ける職員が配置が1名、あと就労支援のための職員が1名、それを統括する査察指導員が1名となっております。また、生活保護の経理の担当をしている職員も1名配置する体制となっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。私のほうから、8種類の扶助の内訳、そちらのほうについて答弁させていただきます。

福祉行政報告の中の数字にはなるんですが、議員御指摘のとおり、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助等がありまして、あと、その中の主なものを挙げますと、一番多いのが医療扶助で、324件となっております。近年の平均でいきますと324件で、医療扶助が一番多くて、次に住宅扶助が315件で、生活扶助が306件という形になっております。

ほかのものは2桁だったり1桁だったりしますので、主なものとしては、こちらの3種類となっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ちょっと時間が12時になりますので、ここで、昼休憩といたしたいと思います。再開は1時からといたします。休憩。

ここで休憩といたします。再開は11時です。休憩。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 午前中に引き続いて、3回目の質問はございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） ありがとうございます。今、ツーアウトじゃけえ、次は最後ということですよ。

御答弁いただいて、特に府中の状況について、生活保護あるいはその手前の状況とか、そういうことについての理解が、答弁によっていろいろ深めさせていただきました。

3回目の質問は、私なりのその御答弁を受けて、分析と課題の指摘ということをさせていただきますので、最後に御所見がもしあれば御答弁いただきますけれども、引退表明された町長も答弁する回数がだんだん減っておるので、もし何か言いたいことがあれば、私の御所見に対して、あんなものできるわけじゃないかとか、あんたいつも変なことばかり言うけど本当はこうなんやとか、もし言いたいことがあれば私の最後の質問にお答えいただいて、無理にとは言いません。伺います。すみません。

町の被保護者世帯の数は、コロナの前後で、先ほどの答弁でありましたけれども、微増といたしますか、ほぼ横ばいだと。360から370世帯、町全体で見ると1.5%ぐらいということになるんでしょうけど、数の上ではあまり、その増減というのが、明確には表れていないということでありました。

厚生労働省の全国のデータでは、申請件数は、コロナ前の令和元年までは下がったけど、コロナの後の令和2年度からは、3年連続で増加していると。府中とはちょっと微妙に違う折れ線グラフかなという感じもするわけです。

これは日本全体で見ると、人口が減少して高齢化している。府中は少し、高齢化は少し若くて、人口も増えていると、この辺の差が出てるのかなとも見えるわけです。令和3年度は、支給要件の緩和もあって増えたという見方もあるようではあります。

府中町では当面、その申請件数、落ち着いているということですがけれども、先ほどの答弁にあって、ちょっと心配するというか懸念とするのは、1つは、ここに来て府中でも、ちょっと伸びが見られるのかなという点であります。

本年度、令和5年度は、この10月までの件数が、申請が33件、受給開始が26ということなので、これは単純に7か月で割って1.2倍したら、申請が57で、受給が45となって、前年度よりまだちょっと、また少しだけ伸びるのかなと。V字回復というほどじゃないんですけども、そんな傾向もあるかもしれません。

厚生労働省の全国のデータでも、申請は、令和2年度から連続で増えとる。それに加えて月別のデータでも、前年同月よりも、増え方が増えているということのようですね。この12月6日の発表が、新聞とかに載っているわけですがけれども、申請が2万1,644件で、前年の同月比で1.3%増と、9か月連続の前年同月比増と。だからカーブがちょっと上向いてる、今年の9か月、9、8、7、6、5、4、3、2、1、ようでありますね。

だから府中町でも落ち着いてるし、全国でも若干の増であるけれども、それが今年

ちょっとまた、上向いとるんではないかという見方もあるようであります。この辺は、コロナ禍は落ち着いとるかもしれんけど、物価高の影響が出ているのかと、マスコミ各社はいろいろ書いているように見えるわけです。厚労省は、この物価の動向が原因だとまでは断定していない、注視するという表現になっております。

それからもう一つちょっと心配というか、懸念する現象は、先ほどの御答弁にもあった、生活保護そのものじゃないですけども、生活困窮者等の相談件数ですね。これも僕も聞いて、ああ、と思ったんですけども、コロナの前と後では大幅に増えておると。令和元年度の相談件数135件が、コロナの2年度で353件で、3年度は362件という御答弁だったんですけども、これで言うと3倍近く増えているということになるわけでありまして。

生活保護には至ってない、申請には至ってないけれども、その予備軍が増加しとるというふうな見方もできるのかなという気は、私はしました。南海トラフの地震ではないですけども、何かひずみが、ひょっとしたら地下にたまり続けてるのかなというような懸念材料であります。

多少の景気回復があって、大企業を中心に賃上げが行われていても、年金生活者、あるいは高齢者は、あまり関係ないわけですね。物価高で逆に苦しくなると。決して生活保護そのものの申請が、それほど顕著に動きがないといっても、決して安心できる状況ではないということ、改めて認識させられたところであります。

それから生活保護の種類別というんですか、あれは何て言うのかな。どういう分類で、扶助の種類によってどういう内訳かと、先ほど2回目、質問させていただきましたけれども、医療の扶助が一番多いと。これ、もちろん府中だけの現象じゃないと思うんですけども、やっぱり被保護世帯が、基本的には高齢者が多いことの表れなんだろうなと思うわけでありましてね。

私のところも何を勘違いするのか、お金貸してって来る方が、高齢者もおるわけですけども、変に国会議員と一緒にしてくれるなと思うわけでありましてけれども、やっぱりちょっとした病気とか、あるいはちょっとした家の補修だとか何とか、そういう不意の出費で、急にやっぱり家計が苦しくなる。高齢者というのは、やっぱりあるんだな、ぎりぎりの人はやっぱり多いんじゃないかなと、この医療扶助が多いというのも、ちょっとそういう傾向かなと感じるところであります。

医療費で言うと、生活保護の基準の1.5倍の方まで、生活保護を受けてなくても、

その1.5倍の収入の方までが利用できる無料定額診療という制度があって、生活保護の方は医療費無料なんですけど、そこに至らなくて1.5倍の収入の方でも、定額で無料で受けられる、この制度が府中のみくまり病院とか、あるいはこの近辺では、安芸郡エリアの坂の済生会病院で、受診したり入院ができたというこのようです。

みくまり病院は精神科が中心ですけれども、済生会のほうは総合病院で、案外知られていない制度かなと。私も最近までちょっと知らずにおったんですけれども、済生会にちょっと電話で聞いてみると、やっぱりコロナのときは、非正規の雇用と思われる方で、収入が、仕事が減って、この定額無料を申請される方が、年間で10人ぐらいでしょうかね、何か増えたような感じですね。それが今、仕事が手に入ったからといって、また元に戻られたという方はいますよということで、これはやはり、日々の日給、月給といいますか、日銭でいろいろ仕事をされている方は、やはりコロナのときは急に影響を受けて、今戻ってはいるけれども、すれすれ、そういう現象の表れかなと思うわけでありませう。

こういう、生活保護に至らなくてもその一歩手前で救済する制度、これも、私だけの無知かもしれませんが、やはりもうちょっと知られていい制度かなと思いました。

それから、くらしごとセンターについて御答弁いただきました。

相談者は、生活費や家賃不足などの相談が7割ということで、例の特例貸付を受けた相談者が多いということで、その返済猶予の期間中の人の支援も含めた、伴走型の支援ということ。役所には行きにくい人も、そういうところで相談を受けながら、家計改善とか就労支援とかを受けるのは、非常にいいことだろうと思うわけですが、ちらっと窓口を覗いた限りでは、非常に親切そうな、よくしゃべられそうな女性の方がいて、これならちょっと私も行ってみようかなとは思わんわけですけれども、非常にフレンドリーな窓口の方なので、伴走型というのはいいことだろうと思います。

ただ、これも意地悪に言うと、やっぱり伴走型というのは一緒に頑張ろうねということでありまして、給付が出たり、貸付けしてもらったり、お金をもらえるセンターではない。やっぱり一緒に、ここをこう改善しようね、こうやろうねって頑張る、そういう相談の窓口でありますから、あまりむちを入れて、おい、頑張れとなると、ちょっと何かかわいそうなような気もして、なかなか頑張ることが苦手な僕なんかは、特にそういう気がするわけでありませう。ここは老婆心ですけれども、やはり本当に伴

走しながら支援していただくということを頑張っていたいただきたいと思うわけであり
ます。

それから役所の窓口で、先ほども相談が増えているということですが、ケー
スワーカーの方は5人と、それから、いろいろ管理する方やら、その他がいるとい
うことですが、人数的には四、五年前に比べて増えてないというか、実質1人減って
るのか、決して窓口の人員が十分充実して増えているということではないと。むしろ
維持、ぎりぎりというふうに受け止めたわけですが、本当にその努力には労を多とし
たいと思うところであります。

伴走型は、別の組織でのセンターですけれども、本町の、やはり福祉課のケー
スワーカーの人が一番最前線におられるわけで、ここが疲弊しないように、やはり国から
も、あるいは町としても、充実した窓口の体制を用意しておいていただきたいと思
うわけであります。

僕が福祉事務所の現場の人間だったら、国に対して、ケースワーカーや職員がも
っと増えるような、そういう体制を国も準備しなさいよと言いたいと思います。ある
いは裁判に負けるような、そんな生活保護の基準にするなど、僕なら言いたい。

自治体が、国にいろんな要望事項も定めておって、ついせんだって、町村会が
要望事項を出したりされておりますけれども、法定受託事務だから、なかなかそう
いう意見はしにくい面もあるのかもしれませんが、やはり地方から声を上げるとい
うことも、これも役所の1つの仕事かなと。議会も意見書を国に出すことが、地方
自治法で定められているわけですから、そういう悲鳴を上げたり声を訴えることも、
我々の仕事かなと思うわけであります。

ここら辺も、国から法定受託しとる仕事だからこそ、機会があればそういうこと
を上上げるような要員体制についても、生活保護の基準についても言えるような、
そういう心を、気合を持って、頑張りたいと思うわけであります。

厚生労働省が、生活保護の申請は国民の権利ですという呼びかけをストレートに
始めたのが、2020年の12月でした。コロナ真っ盛り。そこには通達の中には、い
わゆる扶養照会というんですか、同居してない親族への相談が申請の前提ではあり
ませんよと、扶養照会についても、そんなに厳しくしませんよという意味のことだろ
うと思います。

あるいは、持家があってもマイカーがあっても、保護を受けられるケースがありま

すよと、これをきちんと明示しとるんですね、厚生労働省は。生活保護制度そのものが、やはり国民の権利であるよと。施しとかお助けというものではないんだよということを、厚労省自身が姿勢として示しておると、これが3年前であります。

自治体によっては、それをそのままポスターにしているところもあって、ホームページなんかで目につくわけですね。生活保護の申請は国民の権利です。権利なんですね。わざわざつくっている。こういう啓蒙が、PRが進むと、やはり私たちの偏見も減っていくのかもしれない。

もう何十年も前ですけれども、生活保護は不正受給がいろいろあって、マスコミも大きく取り上げて、反社勢力の人がインチキしてもらってるだとか、怠慢な人がぶらぶらしながらもろうとるじゃとか、そういうことが大きく報じられた時代がありましたけれども、そのせいで偏見がいまだに根強い。あそこの家は働かないのに、もろうとるじゃないかという、そういうやっかみ混じりの声は、いまだに消えないわけであります。

先ほどの厚労省の、権利ですというポスターや呼びかけというのは、非常に心強いことではないかと思うわけであります。基本は、言うまでもなく憲法25条、国民に保障された健康で文化的な最低限度の生活でありますから、我々も偏見をなくし、あるいは、もちろん私たちもその恩恵にあずかる、あるいは保護基準の周辺で、すれすれのところでいろんな権利として、この国の一員を担っていくということが大事だなということを、改めて思った次第であります。

いささか、ちょっと課題の指摘は、私の意見を述べる部分が大きかったわけですがけれども、以上を3回目の質問といたしまして、この生活保護、あるいはその周辺の、その手前のいろんな制度、これをさらに皆さんでよく理解して、よりよい暮らしをみんなで作って、お互いにいい、本当に暮らしやすい、ナンバー1の府中を目指していきたいなと思うわけであります。終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第4項生活保護の申請・受給状況について、6番田中議員の質問を終わります。

以上で、厚生関係の質問を終わります。

続いて、建設関係の質問を行います。

建設関係第1項、宅地造成及び特定盛土等規制法について、18番木田議員の質問を行います。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 18番です。通告に基づいて一般質問をさせていただきます。
質問事項。宅地造成及び特定盛土等規制法について。

質問趣旨。令和3年7月に、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと、危険な盛土等に対する規制が不十分な地域があることなどを踏まえて、危険な盛土を全国一律の基準で規制するため、土地造成等規制法を抜本的に改正した宅地造成及び特定盛土規制法（盛土規制法）が、今年5月に施行されました。また、これを受けて、広島県が規制区域の指定を行い、9月28日から運用が開始されております。

この改正法により、規制区域や許可対象となる行為が大幅に拡大され、町内全域がその規制の対象区域となりました。そこでまず、改正法の運用開始に当たっての変更点をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。18番木田議員からの御質問、宅地造成及び特定盛土等規制法について答弁します。

盛土を巡る現状や宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とし、議員御質問のとおり、宅地造成等規制法の一部を改正する法律が令和4年5月に公布、令和5年5月から施行。法律名、目的も含め、抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法として、広島県において区域を指定し、許可手続等の運用を、令和5年9月28日から開始されております。

この改正法に伴う変更点について答弁します。

まず、改正前の宅地造成等工事規制区域は、町の市街化区域564ヘクタールの、約50%の範囲となっておりました。このたびの法改正により規制区域が見直され、町の全域が宅地造成等工事規制区域となりました。

また、規制対象となる行為についても、盛土の造成基準などが見直されました。規制対象となる用途についても拡大され、改正前では宅地のみが対象で、農地、森林、河川、道路は除かれておりましたが、法改正では、全ての用途の土地が対象となっております。規制の基準が厳格化され、危険な盛土などの発生の抑制につながるものと考えられます。また、既存の切土、盛土、擁壁についても、基準に適合していないも

のについても指導を行えることとなります。

今後も、許可権者である広島県と連携を図りながら、地域の安全・安心な住環境の維持保全に努めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 18番です。御答弁ありがとうございました。

今回の改正法により、規制区域が拡大され、宅地造成、盛土等を施工する場合の基準等も厳しく見直されたことから、造成等に対する地域の安全が向上するものと思っております。

2回目の質問でございますが、このたびの改正による町の関与、業務内容について伺いたします。法律改正により町の業務内容が変わるのか、変わる点があればお聞かせください。

また、現時点での申請状況を教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建築課長。

○建築課長（原田 司君） 建築課長です。2回目の質問の答弁をさせていただきます。

法改正により、府中町の業務内容がどういうふうに変ったかということですが、府中町の業務内容については、業者から提出される宅造等の申請に基づき、実態調査等を行い、宅地造成に係る許可権者である広島県に、進達業務を引き続き行っていくこととなります。

業務の流れについては、大きく変わることはございません。ただ、今回の改正で、府中町全域に区域が広がったことによる申請件数の増加、基準の厳格化により、今まで以上に実態調査の適格性が問われることが考えられます。また、工事残土等の仮置きについても、基準高を超えるものについて対象となることなど、これらのことから、業務量が増大することが考えられます。今後も、広島県の指導を仰ぎ、県との情報共有を図りながら、連携を取り、危険盛土・宅地の抑制に努めたいと考えております。

また、現時点での状況ですが、改正後の地域が拡大した部分についての申請は、提出されておりません。今後も申請に対し、適正・迅速に手続を行ってまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 18番です。御答弁ありがとうございます。

今回の改正により規制の対象となる造成等の工事については、町内全域で許可が必要となるということが分かりました。造成や盛土等が行われた場合の、下流域に住んでおられる町民の安全・安心を確保するため、広島県と密に連携をし、制度周知の徹底を図るとともに、的確な判断がなされるよう要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第1項、宅地造成及び特定盛土等規制法について、18番木田議員の質問を終わります。

続いて、建設関係第2項、立地適正化計画と今後のまちづくりについて、17番児玉議員の質問を行います。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 皆さんこんにちは。17番児玉でございます。通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

私のほうからは、立地適正化計画と今後のまちづくりについてお伺いさせていただきます。

全国的に防災、減災、そのほか国土強靱化の観点からも、立地適正化計画が進められています。府中町では、全国的に見ても非常にコンパクトな、良好な市街地が形成されており、鉄道やバスなどの公共交通のほか、高速道路へのアクセスなど、利便性もよい、非常に住みやすいまちだと言えます。

また、第4次総合計画の取組により、社会的に急激に人口減少、少子高齢化が進む中、人口5万人以上を確保しており、例年行われる民間調査で、4年連続、中国地方で一番住み心地のよいまちとして、そして11月に公表された同社の街の幸福ランキングでも、街の幸福度、住み続けたい街ランキングで県内自治体で1位と、高い評価をいただいている、魅力のあるまちであると誇らしく思っております。

現在町は、国の方針により、令和4年度から2か年で、府中町立地適正化計画を策定されていますが、立地適正化計画の目的であるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりは、十分に進んでいるとも言えるのではないのでしょうか。ついては、既

にコンパクトな府中町において、立地適正化計画により今後のまちづくりをどのように進めていく方針なのか、次の3点について伺います。

まず1点目でございます。今後のまちづくりの方向性を示す計画の基本方針について伺います。

次、2点目です。計画には、住居機能を誘導する区域を設定するものとなっておりますが、誘導区域の設定方針等、今後どのように取組を行っていくのか、伺います。

3番目、先月11月30日に都市計画審議会を開催し、計画の素案について説明をされたと伺っております。審議会でのどのような意見が出されたのか、伺いたしたいと思います。

以上、答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。17番児玉議員からの御質問、立地適正化計画と今後のまちづくりについて答弁いたします。

立地適正化計画は、平成26年7月に国が発表した、国土のグランドデザイン2050の基本戦略の1つである、コンパクトな拠点とネットワークの構築の考えの下、同年8月に、都市再生特別措置法の改正により、市町村が策定することが可能となった計画でございます。

現在国は、平成25年12月施行の国土強靱化基本法を踏まえ策定した国土強靱化基本計画に基づき、防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を令和2年12月に閣議決定し、その取組として、立地適正化計画の策定により、災害に強い市街地、コンパクトシティーの形成を推進しております。

本町は、既にコンパクトで良好な市街地が形成され、人口密度も高い水準で推移しておりますが、今後は、人口減少や高齢化の進行の中、経済規模の縮小などによるインフラ整備や、商業、医療、福祉といった都市における生活サービスの低下などの課題に対応し、また、近年の自然災害が激甚化、多発化する中で強靱化を推進していくため、本計画を策定し、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めていくものでございます。

計画に記載すべき事項としては、立地の適正化に関する基本方針、居住誘導区域と

都市機能誘導区域、居住や都市機能を誘導するための施策、都市の防災に関する機能確保に関する防災指針となります。

また、本計画は、長期的な都市の姿を展望しつつ、おおむね20年後も持続可能な都市として発展することを目指し、計画の目標年度を令和27年としております。

それでは、議員からの3つの御質問のうち、1つ目の御質問。今後のまちづくりを示す基本方針について答弁をいたします。

府中町第4次総合計画で掲げているまちの将来像「ひとがきらめきまちが輝くオアシス都市あきふちゅう」を実現するため、高齢化の進展や多様なライフスタイルの実現など、課題に対応しながら、将来にわたり安定的な人口密度と良好な住環境を保持した、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

さらには、近年頻発・激甚化する災害に対しては、府中町国土強靱化地域計画と整合を図り、安心・安全な市街地形成を進め、府中町に住んでよかった、住んでみたいと感じていただけるまちづくり、住み心地のよいまちを目指してまいります。

続いて2つ目の御質問、居住誘導区域の設定方針と、今後の取組について答弁いたします。

本町の居住誘導区域は、都市再生特別措置法により、含まないこととされている市街化調整区域と、土砂災害特別警戒区域、通常レッドゾーンと申しますが、この特別警戒区域のほか、広島県が指定しております家屋倒壊等氾濫想定区域、さらに用途地域が工業地域である区域のうち、工場が集積している新地地区の一部について、居住に適さない区域として、居住誘導区域から除くこととしております。

居住誘導区域は、おおむね市街化区域となっており、市街化区域564ヘクタールに対する居住誘導区域は、約520ヘクタールとなり、約9割という面積となります。これは、全国的に見ても非常に高い割合となっており、現在の町並みを継承しつつ、道路や公園などの都市基盤整備を、引き続き推進してまいります。

3つ目の御質問、都市計画審議会で出された意見について答弁いたします。

令和5年11月30日に開催した都市計画審議会では、都市機能誘導区域に設定している向洋駅周辺地区の誘導施設に関することや、南口広場の整備方針、広島市東部地区連続立体交差事業の進捗状況や跡地利用に関すること、また、防災指針でリスクの高い区域の基準としている数値の考え方などについて、意見や質疑がございました。

立地適正化計画については、12月中にパブリックコメントを実施し、いただいた

意見を基に、必要に応じ計画案を修正し、令和6年3月末に公表する予定でございます。上位計画である町総合計画や国土強靱化地域計画と整合を図り、誰もが便利で安心して暮らすことができる、持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問はございますか。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 17番児玉です。非常に分かりやすい答弁、ありがとうございます。

そもそも既にコンパクトで、公共交通も高速道路も自由に使えるような、便利なまちだなど。そのとおり、不動産の企業からは、県内でもナンバー1の住み心地のよいまちだということになっている中で、なぜここに来て、国土強靱化計画なんかもあるにもかかわらず、立地適正化の計画が必要なのかというところが、私の1つの疑問でありましたので、今回質問させていただいておるわけですが、既にコンパクトなまちである府中町においても、国が示す将来の国土形成、まちづくりの方向性、防災・減災の取組について、こういった立地適正化計画の策定が必要となったということは、今言ったように理解することができました。

2回目の質問となりますけれども、先ほど部長の答弁の中にもありましたけれども、計画に記載すべき事項として答弁いただく居住誘導区域のほかに、都市機能誘導区域というものがあるようですけれども、この都市機能誘導区域というのはどういうものなのか、ちょっと詳細について御説明をいただきたいと思っております。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長兼職次長です。17番児玉議員からの2回目の御質問、都市機能誘導区域の設定方針について答弁いたします。

議員御指摘の、都市機能誘導区域ですが、区域の設定に当たっては、府中町都市計画マスタープランの拠点形成の考え方を踏まえ、中心拠点と地域拠点の2地区を設定しております。

まず、中心拠点ですが、府中町役場周辺の公共サービス系と、イオンモール広島府中など、大規模商業施設の商業系を含む区域で、都市計画道路など、都市基盤が概成

しており、現在の市街地としての利便性とにぎわいを維持していくことが重要と考えております。

次に、地域拠点ですが、J R 向洋駅周辺の区域としており、広島市東部地区連続立体交差事業や、向洋駅周辺土地区画整理事業、そして広島県が施行しております街路事業など、都市基盤整備が一体的に進み、町の南の玄関口として、交通結節機能や駅前広場の整備などにより、当該地区のさらなる発展や、にぎわいの創出が期待される地区です。

どちらの地区においても、今後のまちの活性化を図る上で重要な地区であることから、都市機能誘導区域に設定しております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3 回目の質問ございますか。

1 7 番児玉議員。

○1 7 番（児玉利典君） 1 7 番児玉です。御答弁ありがとうございます。非常に分かりやすい御説明だったと思います。

今後の府中町のまちづくりの在り方というのは、これまで第4次総合計画や都市計画マスタープランを基に築いてこられました。やはり住み心地のよいまち、あるいは住み続けたいまちとして、将来にわたり町民の皆さんが誇りを持って評価できるように、これらの内容も、次期総合計画や今回の立地適正化計画において、都市基盤整備、あるいは地域公共交通ネットワークの強化、そして防災・減災事業にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、3 番目に質問しました、都市計画審議会において多くの意見があったというふうに伺っておりますけれども、特に向洋駅周辺地域というのは、現在、東部立体交差事業とか区画整理事業で、私が入社したとき、もう三十数年前から比べれば、全然変わってきていると思います。これから駅舎なんかも変わったり、あるいは新しい道ができたり、ロータリーが新しくなったりすると、非常に都市化したというか、まちになったなということになるんでしょうけれども、まだそここのところには行ってませんけれども、都市機能誘導区域の地域拠点として、さらなる区画整理事業や連続立体交差事業へ着実に推進していただくというか、府中町そのものがやっている事業じゃありませんので、広島県と広島市、それから J R の事業でございますので、府中町としては、その要望を唱えていくということが大事なんだろうなど。

期待値も高いので、遅延することなく進めていただくことが要望なんですけれども、この辺り、それから駅前広場、幹線道路の整備による交通結節機能の強化、あるいは公園、あるいは公民館なども近くにありますので、皆さんが集う場を整備を進めていただいて、まちの玄関口としてふさわしいまちづくりを進めていただくよう、私から強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第2項立地適正化計画と今後のまちづくりについて、17番児玉議員の質問を終わります。

よって、日程第2、一般質問を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第3、報告第11号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第11号 令和5年12月12日提出。

専決処分の承認について。

令和5年度府中町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年12月1日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

府中町長 佐藤信治

補足説明は財務部長が行います。よろしくお願ひします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第11号、専決処分の承認についてを、補足して説明します。

令和5年度府中町一般会計補正予算（第6号）について、12月1日付で専決処分を行いました。

内容は、低所得者世帯支援としての7万円の追加給付です。さきの令和5年5月の府中町議会臨時会において、物価高騰が続く中での生活、暮らしの支援として、低所得者世帯に対する1世帯当たり3万円を給付する、住民税非課税世帯等支援給付金給

付事業について、補正予算の議決をいただき、6月から給付を開始しました。

今回、国の経済対策として、低所得者世帯支援のための7万円の追加給付が決定され、11月29日には、それらを盛り込んだ国の補正予算が成立したところです。

事業の目的から、迅速な対応が求められ、できる限り年内での給付を目指すため、緊急に予算措置を講ずる必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、12月1日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

それでは、専決処分の内容です。令和5年度府中町一般会計補正予算（第6号）。令和5年度の府中町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億3,798万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ204億1,625万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、歳出、民生費の住民税非課税世帯等支援給付金追加給付分給付事業の特定財源で、3億3,798万7,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。

6ページは歳出です。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、住民税非課税世帯等支援給付金、追加給付分給付事業は、3億3,798万7,000円の増額補正です。

住民税非課税世帯等に、1世帯当たり7万円の給付を行うもので、5月臨時会の補正予算（第2号）と同様に、4,700世帯分として3億2,900万円の給付金と、給付に必要な事務費を計上しています。前回の1世帯当たり3万円給付の実施対象者をベースにして、最も早く給付できる世帯については年内の7万円給付を目指すとともに、移動があった世帯などについても、順次給付を行う予定です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

5ページと6ページの歳入歳出について、一括で質疑ございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 歳出のうちの1つは、このシステム構築等委託料477万、これもいつも思うんですけども、給付対象者は5月のときとほぼ同じで、それを選び出してその人たちに給付するという、コンピュータ上の作業だと思うんですけども、この発注仕様は、やはり改めてつくる必要があったんですか。それから、その発注先の業務委託者はどこか教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。6番田中議員の御質問にお答えします。

このたびも、給付金のシステム構築と委託料を計上させていただきました。

今回は給付の対象が、12月1日現在の基準日となっておりまして、それ以前に転入された方等の対象者の抽出等を、このシステムを活用して給付をします。

また、このシステムでは、マイナンバー制度に基づく情報連携に基づきまして、他市町の税情報を取得する機能を持っておりまして、このたび構築するという形をしております。

給付に対しては速やかに事務を行いたいということで、現在、3万円の給付のシステムを担当しております富士通さんのほうで、契約をしたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。

今回は専決処分されて、年内に支給されるということで、ちょっと国のホームページなんか見たら、この7万円給付には特に国として名称は決めてないみたいですね。各自治体のほうでこの給付金の名称をつけて、それを国に報告せえみたいなページを見つけたんですけど、府中町の場合、この給付金、7万円給付について、どういう名称を使われているのかというのを教えていただきたいというのが1点と、あと、この

住民税非課税世帯の対象が4,700世帯ということなんですけど、この住民税非課税世帯というのは、私の認識で言えば、年金生活者が多いのかなというふうな雰囲気を持ってらるんですけど、そういった高齢者層が多いのか、働く世帯のほうが多いのかという、その辺の割合が分かれば教えていただきたいというのが2点目。

それと3つ目が、何でそういうことを聞くかということ、国のその通達事務連絡の中で、年内支給ということなので、オンライン申請を積極的に使えというのがあるので、今回、府中町としては早く支給するために、そういうものを想定しているのかどうか。

それと、あと4点目で、実際、年内のいつ頃に、どのくらいの世帯の人に支給ができるように見込んでいるのかという、4点、お願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。寺尾議員の御質問にお答えします。

府中町での給付金の名称でございますが、補正予算の6ページの資料でございますとおり、住民税非課税世帯等支給支援給付金とさせていただきますと思っております。

非課税世帯の状況等でございますが、持ち合わせの資料がございませんので、また後ほど御説明をさせていただきますと思います。

オンライン申請を使つての給付等ということでございますが、マイナポータルとかマイナンバーを活用した給付申請ですが、まだできていないということでございますので、このたび3万円給付をした方を対象に、12月1日現在で住所を府中町に置かれている方で、その方から対象者を抽出しまして、いち早く第1回目の給付をしたいと考えております。

第1回目の給付時期でございますが、令和5年の12月27日の水曜日を予定しております。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

すみません、支給対象者ですが、第1回目は約4,160人の方を対象に、給付をするための準備を、今、進めさせていただいております。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

先ほど答弁させていただきました、非課税世帯の区分、高齢者等の区分でございますが、給付の実績等の、まだ確認ができておりませんので、今のところお答えができませんということで、申し訳ございません。答弁を修正させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） さっき、富士通へのシステム構築委託料477万、その下の給付金事業運営業務委託料の250万の内容と、どこへの発注か。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

田中議員の御質問でございますが、給付金の事業運営業務委託料の内容でございますが、まずはコールセンターの設置と対応でございます。このたびは問合せ対応を行いますので、その対応と、以前は確認書を送付しての確認という支給でございましたが、このたびは、年内給付ということで、プッシュ型の給付で12月27日に振り込みたいということでございますので、その支給の御案内の通知の発送業務も、この業務の中でしてもらおうよう、今準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） コールセンターは年末年始休みなしで開設するんですか。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

コールセンターにつきましては、役場の閉庁日と合わせて、年末は休みという形にはなるかと思いますが、それ以外は対応させていただくよう、今準備を進めております。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第4、議員提出第5号議案 府中町議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。

10番西議員。

○10番(西 友幸君) 提案者が私ということで、議会運営委員会委員長である私から説明いたします。

まず提案理由ですが、府中町議会議員が、議会の会期を長期に欠席した場合等における議員報酬及び期末手当の支給の特例を定める条例を制定するものです。

次に、議員提出第5号議案の資料を御覧ください。

1項、制定の概要ですが、(1)長期欠席とは、疾病その他の理由により90日を超える期間にわたり、議会の会議、議会の本会議・委員会及び全員協議会のことですが、この会議を全て欠席することを言います。

(2)報酬の減額または期末手当等の減額について、まず、ア、議員が長期欠席をした場合における議員の報酬の額は、本来の報酬の額から、下の表の長期欠席期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とします。

次に、イ、基準日、6月1日と12月1日の前6か月以内の期間に、議員報酬の減額がされて、支給された月がある場合における期末手当の額は、本来の規定により算出された期末手当の額から、アの報酬の減額の表に定める割合を乗じて得た額とします。

(3)公務上災害または通勤による災害のほか、適用除外の規定を設けます。

(4)は、報酬または期末手当の支給手当についてです。

ア、議員が刑事の被疑者または被告人として逮捕、拘留、その他身体の拘束をされ

る処分を受けたときは、逮捕等の期間の日数を基礎として、日割りにより計算して得た額の議員報酬の支給を停止します。

イ、基準日の前6か月以内の期間において、(ア)の報酬の支給を停止された場合にあつて、基準日において、なお支給停止が継続されているとき、(イ)保釈により支給停止が一時解除され、判決が確定していないときは、期末手当の支給を日割りにより停止します。

(5) 支給停止されていた報酬及び期末手当の支給、または不支給についてです。

ア、支給する場合は、控訴を提起しない処分があつたとき、または無罪の判決が確定したとき。

イ、不支給とする場合は、停止に係る刑事事件について、有罪の判決(略式命令を含む)が確定したときとします。

施行期日は公布の日です。

説明は以上です。

○議長(梶川三樹夫君) 以上で、提案説明を終わります。

質疑ございますか。

6番田中議員。

○6番(田中伸武君) 丁寧な提案理由説明、ありがとうございました。

1つは、これは議運でももちろん今まで議論しとって、私も傍聴しておったんですけども、改めてちょっとお尋ねしますけれども、一番の問題はこの100分の80、100分の70、100分の50、このカットの幅じゃないかと思うわけですね。基本的には僕、この長期欠席の場合の条例制定は賛成なんですけれども、そのカットのライン、幅をどのラインにするかというのが、いろんな自治体によっていろんな議会によって、それぞれあるわけですね。

このカットで言うと、2割、3割、5割。これに決定した論議というのが、僕は議運ではあまりされてなかったなと思うわけでありましてけれども、もっと厳しいカットの条件をつけるところもあるし、もっと甘い、広島市なんか甘いですよ、カット率が低いところもある。そういう中で、なぜこのカットのラインに決めたのか、お尋ねします。

○議長(梶川三樹夫君) 10番西議員。

○10番(西友幸君) 私どもは、住んで住みよいまちづくり、府中町にですね、そ

れにふさわしいカットを、私は妥当だと考えておるんですが、もっと本来なら厳しく、議員が長期欠席するというのは、私は本来もうあんまり長く、180日とかになれば、本来は議員辞職に値するんじゃないかと考えております。これは私の意見ですが、それを甘く考えるのはどうかと思うんですが。やっぱり清く議員でありたいと思う以上は、それぐらいが妥当じゃないかと思っております。私の意見をちょっと添えます。

○議長（梶川三樹夫君） ほかに。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 西委員長のおっしゃりたい趣旨と、やってることが、何か全然矛盾してるじゃないですか。委員長の意見は、僕はいい考えだと思うんですね。本来の議員報酬とは何なのかと。西委員長が常々おっしゃっている、議員の報酬というのは、賃金じゃないんだと。しかも非常勤の我々の手当ですからね。その出席日数に応じてというよりも、もっとカット率をサラリーマンのように、欠勤減率のような決め方をするのはいかなものかというのは、西委員長の、私もそれには非常に賛成します。だったらなぜこんなデザインになったのかが。今の説明だと、僕はちょっと矛盾していると思います。

もう一つ、今の説明だと全く、矛盾していると思うわけでありましたが、もう一つ、この議論は議運でされたわけですけれども、我々の議員の身分だとか報酬に関する規定は、自分自身、議員に関することだから、これまでの慣例では全会一致を基本としようよと。みんなで一致できる点で条例をつくったり、賃金のカットを決めようじゃないかと。

実際にはそういうふうに、全員一致できる範囲で条例をつくったりカットしてきたわけですけれども、今回その決め方として、わざわざ全員一致の慣例をやめようじゃないかということまで、わざわざ決められとる。今回に限り、ちょっと強引に決めたいのかなと。今までの慣例をわざわざ破ろうというルールを、議運で決められとる。

もちろん僕も傍聴してたから分かるんですが、いや、全員一致を目指そうやという意見が議運の中でもあったんですけれども、それなのに結論としては、議運としては全員一致でなくても、今回だけはええじゃないかという決め方をされておると。

さっきの内容的なカットのラインも、ちょっと根拠不明なんですけど、この決め方の問題も、議運でなぜそんなことになったのか、説明いただけますか。

○議長（梶川三樹夫君） 10 番西議員。

○10番（西 友幸君） 今の田中議員の質問に答えますが、全会一致という、今まで府中町で、私、15年ちょっとになるんですが、全会一致というのは、ほぼありません。ほぼ多数決でございます。ですから、これも議運で多数決で、議員18名中16名が署名をいただいておりますが、9割弱だと思うんですが、その意見を尊重していただけなんですが。

○議長（梶川三樹夫君） 6番田中議員。

○6番（田中伸武君） いやいや、全会一致でやってきてますでしょう。少なくとも、私が議員になってこの3年でも、令和2年度の12月ですかね。最初の議員報酬の削減のときも、議運の段階で全会一致にならないから、もう議案としては提出しないと。あのときはコロナで、議員報酬をどれだけカットするかという議論だったわけですけども、原案はカットしようという議案を出そうという原案だったのを、全会一致できないから、多数決でしたら恐らく、提出して、成立しとったと思いますよ。けど一部反対があったために、僕が反対したんだけど、全会一致ができないからということで、議案を提出もしなかった。だから、今まで15年間なかったと言うけど、ないことはない。少なくとも、つい2年前も、3年前か、あったわけですよ。だからそれはおかしいです。

それから過去の例で見ると、平成28年ですか、議員の倫理条例を制定するときも、町内会長など補助金団体の長に就かないようにしようという規定を盛り込もうという、これ、条例案の原案にあったのを、あのときも、あれは慶徳議員を中心だったかな。反対意見があって、全会一致できないからということで、条例案から外したわけですよ。あれは有名な議論で、相当、議会で議論した跡が、議事録なんかでも見えるわけで、だから西さん、この15年間、全会一致で全部来たんだと言うけれども、全会一致が得られないから議案を提出しなかったり成立しなかったということは、議員の身分報酬に関することはあったわけですから、さっきの説明はちょっとおかしいと思いますね。

だからそういう中で、今回ちょっと特別扱いするのはおかしいと思うわけですが、委員長としてはいかが考えてるんですか。

○議長（梶川三樹夫君） 10番西議員。

○10番（西 友幸君） 一応この問題については、議運でもう協議しまして、多数決で行くということで、大多数の皆さんから御承認はいただいておりますので、今さら

その問題にちょっと触れようとは、私は思いません。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。

私も議運のメンバーではないし、私もちょっと傍聴してないので、その議論の内容については分からないんですが、ただ、この夏の全協で、こういった条例について検討しているんだということで、資料をもらって協議した。それで私の意見を、そのとき話をしたのは覚えています。それと、今回条例案ということで、議会が始まる前に議運の委員長のほうから、署名をとということだったんですけど、ちょっと中身、条例文自体を見ていないので、ちょっとすぐにサインするわけにはいかないことで保留はしたんですが、私自身、このカットすること自体は、特にしょうがないのかなと、働いてない部分は減額されるというのが流れなんかなと。

労働の対価ではないという話はあったんですが、そうは言っても報酬は役務の対価であるし、それで生活の糧になっている部分もあるので、それをやはりある程度ルールに従ってやるべきである、必要があるということで、やっぱり内容をしっかり見ながら、賛成するなら賛成、問題点があるような指摘をしたいということで、ちょっと思っていました。

それで実を言うと、昨日の午後に、とある資料の中に条例案が挟んであったので、ちょっとゆっくり見よったら、一部字句に非常に気になったところがあって、私の国語の理解能力がまずいのか、条文をもっと読みやすくしたほうがいいんじゃないかという指摘をしたんですけど変わってないので、ちょっと改めて委員長の考え方を聞きたいんですけど。今ちょっと見よったら、一番裏の議案参考資料の資料にも書いてあるんですけど、制定の概要の（2）の、報酬または期末手当の減額のところのア、長期欠席をした場合における議員報酬の額は、本来の報酬額から下の表の長期欠席区分に応じて定める割合を乗じて得た額とします。額から乗じて得た額としますというのは、通じますかね。

というのが、僕、この「から」という言葉が間違っとるんじゃないと思うんですが、これが本文の条文にもあるんです。第4条議員報酬の減額、同じところですけど、議員が長期欠席をした場合における議員報酬の額は、条例第2条及び第3条に定める報酬の額から当該額に、議会を欠席した期間につき、ちょっと飛ばしますよ、期間につ

き、次の表の左側に掲げる期間の区分に応じ、同表右側に掲げる割合を乗じて得た額とする。だから、議員の報酬の額は、報酬の額から当該額に割合を乗じて得た額とすることで、どうも日本語になってないんじゃないかと思うんです。

簡単に言うたら、報酬額に、この割合を乗じて得た額いうことで、ちょっと真ん中に「から」とか、「当該額に」という、ちょっと余分な言葉が入ってるんじゃないかなというところで指摘をしたんですが、今日来たら正誤表が出てないので、これは第5条も同じふうになってるんですね。それで、何でこういう言い方になったのかなというところで、ちょっとほかの議会の条例を見よったら、呉市の条例だったんですけど、呉市の条例は、府中町の場合は、減額した後の支給の割合が書いてあるんですが、ほかの、海田もそうだったんですけど、呉市なんかは減額の割合が書いてあるんですね。

それで、この減額の割合の場合だったら、当該額から当該額に市議会の定める期間において得た額を減じた額とするということで、「から」やったら、減じた額とすることでいいんですけど、うちの場合はこれを参考にしながら、減額率じゃなくて支給率を書いたために、終わりのほうだけは修正したけど、真ん中の修正が漏れちゃったんじゃないかということで、昨日、事務局のほうに電話して、検討してくださいということだったんですけど、変わってないということは、どうなんですか。これ、読めるといことなんですか。その辺、ちょっと委員長の考え方をお伺いしたい。

○議長（梶川三樹夫君） 事務局長。

○議会事務局長（森 太君） 議会事務局長です。

寺尾議員からの御質疑なんですけれども、御疑念のところ、よく分かるんですけれども、この場合条文の本文、最初から期末手当のところなんですけど、期末手当の額はという部分までは、第5条です。いわゆる、これ4条でも同じかと思うんですが、いわゆる文章上の主語を含んだ主部という御理解をお願いをいたします。

規定の対象をはっきりさせるための主語部分と御理解いただき、あとの部分は、この主部をどのようにするかを規定する述部、いわゆる述部を含んだ部分と御理解をいただきたいと思います。

日本語としてちょっと違和感があるかもしれませんが、法制にも確認いたしましたけれども、おかしいわけではないということで、法文としてはよくあることということで確認をしております。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 法制に確認したということなんですけど、ここは理事者が座っておられるんですけど、こういう場合は理事者というか、理事者側に質問していいんですかね。駄目なんですか。どうなんですか。ただ、確認したと言ったんだから、どういう確認をしたんかって聞きたいですよ。

ただ、これは通常の条文じゃなくて、要は議員報酬を減額しようとする、要するに金額の話なので、しっかり読めるような条文にしとかんと変な誤解を生じてしまうので、ここはしっかり読み込める文章にしたい。簡単に言えば、報酬額からじゃなくて、報酬額にこの割合を乗じるようというふうに直したらええだけの話なんですけど、それはできないんですか。

○議長（梶川三樹夫君） 事務局長。

○議会事務局長（森 太君） 議会事務局長です。

同じく寺尾議員の御質疑なんですけれども、こちらとしてもと言いましょか、法文をきちんと理解して、ちゃんと疑義のないように表現したいところからこのような表現ということになったということですので、このままで変えずにいるというところでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） ちょっともう一回ベースに読んでもらおうと、要は第4条のほうに分かりがいいと思うんですけど、議員報酬の額は条例第2条及び第3条に定める報酬の額から当該額に、議会の会議を欠席した期間につき、次の表に定める区分に応じ、右表に定める割合を乗じて得た額とする。乗じて得た額とすると。だから、この報酬の額から当該額に割合を乗じて得た額とするって、おかしいんじゃないかなと思うんですが。

○議長（梶川三樹夫君） 12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 力山です。

私も、文章はすんなり読めるほうがええと思うので、「から」を「に」に変更して制定したほうがよかろうかと思います。

私はもう既にサインしてるんですけども、改めて読み直すと、「に」のほうが非常に理解しやすいと思いますので、そういうふうに修正して、私はまだ賛成・反対は

ないんですけれども、私は賛成したいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

事務局長。

○議会事務局長（森 太君） 議会事務局長です。

ただいまの力山議員及び寺尾議員の御意見を承ったところなんですけれども、議会は議決機関でございますので、出された議案について、可か否かを決定していただきたいと思います。ここで修正があるということであれば、修正の動議をあらかじめ議長に提出するのが議会のルールとしてありますので、そのようにお願いいたします。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 修正の動議を出したいんですけど、今朝もらったので。それで、動議は文書じゃないといけないんですよ。言葉で出せないんですよ。だから修正の動議は、言葉では言いたいんですけど、文書では用意できてないということです。

あとは皆さんの御判断に任せるしかないんですが、ちょっと次に行っていていいですか。それがあつたのと、あともう一つ質疑したかったのは、基本的には長期欠席から復職した場合の取扱いなんです。要は、元気になったんだから、今まで減額したとったんを元に戻そうということですが、まず報酬のほうですが、本文で言うと、第4条の2項。前項の規定は、長期欠席の状態に該当するに至った日の属する月の翌日分から当該長期欠席期間の末日、終わったときですね、末日の翌日の属する月の翌日まで、議員報酬について適用するよということで、夏の全協のときに表が資料としてついていたんですけど、そのときは、長期欠席の復帰が12月9日というふうに書いてありまして、12月9日に復帰した場合は、12月分の給料が減額になると。そこまでなら、そうかなと思うんですけど、この規定で言うと、さらにその翌月、1月までも減額になるよということで、一般職の扱いといえど多分、1月以降は丸々出るはずなので、なぜ議員の減額だけ、その100%働いとる月なのに、何で減額になるのかというのを伺いたいと。

同じように期末手当につきましても、あ那时的例で言うと、やはり12月9日に復帰した場合、12月分の期末手当の額はその前6か月で勤務されてないですから、50%減額でいいんですけど、ただ次の翌年の6月分の期末手当が、前6か月間、

12月1日から5月末の6か月間のうち9日間だけ休みだったんですけど、残りの95日は働いているという状況なのに、6月も5割の減額という規定になってました。その辺について、要は、一般職と比べてちょっと厳し過ぎるんじゃないかなということで、働いているんだからその分、その減額を解除してもいいんじゃないかというふうに思うんですが、なぜそういうような規定になっているのかいうのを教えていただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 10番西議員。

○10番（西 友幸君） 議員は選挙によって選ばれ、住民の負託を受けて出てきているわけなんですよ。一般の、前回も寺尾議員、府中町の職員と比較されてと、かなり話をされてますが、私は一般職より議員の処遇というのは、もっともっと厳しいと思っております、基本的に言うと。ですからそれぐらいのことは当然、責任を感じんといけんじゃないかと、議員としての思いが、私にはあります。

あと、その他の部分は事務局長に補足してもらいますけど、そう思いませんか。議員は町民を代表して出ているわけなんですから。田中さんはこの前も賛成と言うてくれてますよ、その後すぐに。

○議長（梶川三樹夫君） 西議員、そこらで止めていただけますか。

事務局長。

○議会事務局長（森 太君） 議会運営委員会の委員長の御指名でございますので、私のほうから補足して説明をいたしますと、報酬の部分なんですけれども、寺尾議員のおっしゃるように、議員報酬の減額の適用なんですけど、第4条第2項の規定により、長期欠席期間に該当することになった翌月から適用となりますので、解除も同様に、長期欠席期間の末日の翌月までが減額となります。

ただ、一般職にありましては、休職期間は、これは勤務がなされていない期間と同一ということで、比較的把握が可能かと思えますけれども、議会の会議は不定期ですので、長期欠席期間に該当するかどうか、その月の中で見極める必要がありますので、このような規定になっています。

例えば月の途中ですとか末などに、急に臨時議会などが入る場合もあります。選挙が入る場合もあります。そういったときに長期欠席期間が終了するというようなこともありますので、ここは見極めたいという規定になっています。

なお、長期欠席期間の状態となった初日が月の初日の場合と、長期欠席期間の末日

の翌日が月の初日の場合は、これはすぐ分かりますので、それぞれ例外規定が、次の第4条第3項にあります。

あと、第5条の規定では、期末手当の額の計算において、基準日前6か月以内の期間の中で確認するのは、第4条の規定が適用されているかどうかということで、それだけの規定ということになっております。

基準日前6か月の間に第4条による減額を受けていれば、同じく第4条第1項の表に定める長期欠席期間の区分に応じた割合を期末手当の額に乗じて得た額が、期末手当の額となるということが規定されているだけです。例えば100分の50を乗じるような規定になるということであれば、そのように計算するということになります。

説明は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） いまいちよく分からないので、再度聞きたい部分もあるんですけど、何で私がここにこだわるかという、先ほど議員報酬は一般職とは違うんだという意見もあるんですけど、私はそうは言っても、働いてる分の対価、役務の提供の対価として頂いてる部分があるので、働いていたらそれは報酬を出すべきであって、逆に働いてなかったら、その減額をせえという話ですから。住民の感情というのはやっぱりそういうところじゃないかと思うんですよ。

やはり、それでもって生活されてる方もいらっしゃるんで、その部分は否定は僕はできないというふうに思って、やっぱり一般職相当の減額が基本だろうというふうに、私は思います。

それで、ほかの県内の条例を調べたんですけど、県内23のうち、こういう条例を制定されているのが11ほど、私は見つけました。そして月額のほうの減額で翌月分まで、府中と同じようなやり方をされているのが、海田、呉、東広島、大崎上島の4つです。それ以外の7つについては、翌月から解除という表現になってます。

また、期末手当については、基本的にはその6か月の休んだ日数による日数割、欠席期間に応じて割合を乗じるという、これは職員のやり方なんですけど、それを使っているのが6です。広島市は期末手当の減額はありませぬから、10のうち6つが、そういう期間とか日割りによってやっているという、職員に近い格好でやっているということなので、できれば議員だから特別だという考え方はあるかもしれないんですが、

私はそうじゃなくて、一般職相当で適用すればしっかり住民の理解を得られるし、他の議会の中で言えば多数派のほうに入るのではないかなというふうに理解しています。

この辺、何か御意見があればお願いしたいということです。

○議長（梶川三樹夫君） 17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 17番児玉です。

現在の質疑というのは、そもそも別の性質のものであると思います。例えば議員報酬と一般職員の給料というのは性質が違って、一緒に議論すべきではないと思いますので、その辺を御理解いただいて、この質疑はしないということで議事進行させていただきたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） ごめんなさい。私、特に一般職と議員の報酬を合わせえという話をしよるんじゃないじゃなくて、一般職を基準として考えて、議員報酬も減額すればいいんじゃないかという議論をしているだけであって、一般職より厳しい減額という部分になるので、それも働いているのに払わないという状況が出てくるので、それがいかなものかなというのを言わせてもらっただけで、一般職と違ってもいいんだというのが皆さんの理解なら、それはそれで構いません。

○議長（梶川三樹夫君） では、ここで採決を行いますけれども、討論ございますか。

6番田中議員。賛成ですか、反対ですか。

○6番（田中伸武君） 反対です。

○議長（梶川三樹夫君） では、反対から行います。

○6番（田中伸武君） ただその場合、さっき何か修正動議を出すじゃと言ったのは、どうなった。

（発言する者あり）

○議長（梶川三樹夫君） このまま続けます。

反対討論をお願いします。

○6番（田中伸武君） じゃけえ、動議を出す時間を与えないということですか。議長。

（発言する者あり）

○8番（二見伸吾君） 議事進行。

修正動議は文書が必要です。

○6番（田中伸武君） だから、休憩を与えたらどうなんですか。せっかく議論を深め

るんだから。議長。

○ 8 番（二見伸吾君） 議事進行。

（発言する者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 8 番二見議員。

○ 8 番（二見伸吾君） 準備がないもので、本人からも申出がないものに、どうしてそんな休憩を取るという必要があるんですか。議事進行してください。

○議長（梶川三樹夫君） もう進みますので、そのまま反対討論をお願いします。

○ 6 番（田中伸武君） 長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について、反対討論します。

僕は反対討論ですけれども、この長期欠席の規定を条例で定めることには、先ほども言ったように賛成です。問題なのは、やっぱりどれだけカットするかのラインですよ。これが一番の問題なので、この原案だと、ちょっと問題があるんじゃないかなというのが、反対理由の大きな1つです。

もう一つは、やっぱり議論が、事前の、せっかく議員が自分たちの身分のことを決める条例なんだから、もうちょっと事前にきちっと全員で議論する時間があってもよかつたんじゃないかと。議運以外のメンバーは、全協で1回、しかもいろんな異論があつて、もうちょっと、議案が出てきたのはついこないだばかりですから、先ほどの寺尾さん、その他もいろいろ、修正したらいいんじゃないかいう、力山さんからも出ましたけれども、いろんな声が出たわけですね。

だから、大きくはその減額の幅、この決め方が問題がある。もう1つは、事前の、せっかくの我々の議員に関する条例の議論が不十分だったと、大きくはこの2つの理由で、僕は反対したいと思います。

問題の減額幅ですよ。90日を超えて180日以下なら2割カット、180日を超えて365日なら3割カット。それで365日を超えたら5割カット。要するに、3か月超えたら2割カット、半年なら3割カット、1年ならば5割カット。このカット率ですよ。厳しいところも甘いところもあるけど、これ、おおむね大体この2割、3割、5割というのは、よその自治体も、大体このラインが多いということで、僕に言わせれば月並みなカット率で行くんかなということになるわけですが、全協でも話が出ましたけれども、もっと厳しいカット率を定めているところもあるんですよ。

これ、事務局が用意した資料であっても、例えば大竹市は1年超えたら100%カ

ットですよ。大崎上島も100%カットです。1年も超えて、丸1年休んどったら、議員報酬は全部カット。1年以上休んでも半分もらえる、それは僕はちょっと甘いんじゃないかと思うわけです。

我々の報酬、大体ボーナスも連動するんですけど、年間500万ですよ、議員はね。議長は600、三、四十万でしたっけね。我々は500万もろうとるんですけど、これは町民の血税で500万もらって、しかも、これは非常勤なんですよ。毎日働いとるわけじゃない。

もちろん責任があったり、毎日いろんなことをして忙しい、それはあるんですけども、非常勤で500万もろうとる。これが、3か月で2割カット、半年で3割カット、1年で半分しかカットされない。1年休んでも250万、何もせんでももらえるわけですよ。これを住民が理解できるかどうかと、このラインでですね。せめて府中は、厳しいほうの大竹とか大崎上島とかの、1年たったらもうええよと、そのぐらいのラインに定めてもいいんじゃないんでしょうかね。

今、非正規の労働者だったら、最低賃金1,000円であっても、時間給1,000円であっても、1日8時間、1年250日働いて、本当にフルタイムで働いても、年収はやっと200万ですよ、200万。我々が何もせんで1年間寝とって、250万もらう。住民感情として、あんたら欠勤減率これでええんかいのと言われやせんか、僕は非常に心配するわけでありまして。

サラリーマンと議員報酬と一緒にするなというのはあるんですけども、さっきも西さんのほうからもありましたけれども、住民感情としてどうなんやと。住みやすいまちナンバー1で誇りを思うよりも、議員が自分たちの身分をきちんと律しとるのがナンバー1の府中の議員だと、そう思われるほうが、僕は誇らしいんじゃないかと思うわけでありまして。

議員は、なかなか自分の報酬から、町内に寄附したり還元したりすることをすると、買収ということでできないと。そうするとカットする、こういう条例をつくるしか手がないので、それはしょうがないところですけども、このカットのラインはせめて、ちょっと月並みなラインじゃなくて、ちょっと厳し目のところに合わせたらどうかなと、ひとつ思うわけですね。

それから決め方の問題も、先ほどから議論ありましたけれども、全会一致かどうか。ちょっと西議員の、今まで15年間あった、なかったのところでは、矛盾しとる説明

があったと思うんですけども、私たちが自分たちの報酬や身分を決めるというのは、基本的にはお手盛りですよ。自分らのことを決めるんだから、お手盛りですよ。だからこのお手盛りの具合が、厳し目に手を盛るのか、甘目に手を盛るのか、これが僕らに問われとるわけですよ。

これ、議会報でどういう説明をして、これ説明するんか、町民がどう理解してくれるのか。あんたら何でこのライン決めたんねと、あんたら自分でそのラインの条例案、何で決めたんねって言ったとき、説明したとき、よその町が大体こういうのが多いからそこに合わせましたよと、そういう説明しかできん。いや、わしはもうちょっと厳しいほうにやろうと思ったんじやが、すみません、反対の力が及びませんでしたと、僕はそんな言い訳しかできんわけですけども、せめて自分たちの身分の、自分たちの収入を決めるところぐらいは、ちょっと格好をつけて、と言うと、格好をつけてと言うたらおかしい、自分たちの町民が誇りに思える、うちの議員はすごいぜと、住みやすいまちだというよりも、うちの議員のほうがいい議員だぜということで自慢できるような、そういうラインにしたらどうでしょうか。

そういう議論を、やっぱり議運とか全協で重ねておれば、条文ももっと練ったものになっただろうし、ラインもいろいろ研究して、いや、やっぱりそうは言っても月並みで行こうやと言うならそうになっただろうし、それが町民に伝わるんだと思うんですよ。

今、これは国政レベルでもどこでも、やっぱり議員とか政治に対して、お金とか自分たちのやっていること、これに国民の目は厳しいわけですよ。来年が別に改選の年だから言うわけじゃなくて、そういう私たち自身が本当に、年間500万だけれども、それを含めて、せめてカット率とかそういう姿勢を町民に示さないと、町政に対する町民の厳しい目、あるいは、私たちの税金の使い道だとか暮らしぶりだとか、それを決める、こういう議会に対する厳しい目というのは、やはり不信の念のほうが強くなる、そういうおそれを抱くわけでありまして。

くどくど説教じみたことを言って申し訳ありませんけど、僕はやっぱり、自分たちの身分や収入に関することを自分たちで決める場合には、迷ったら厳しいほうにすると、厳し目にすると、そういうのが基本だろうと。それが町民から500万の血税を頂いておる私たちの務めじゃないかと思うわけでありまして。

その意味で、今回のこの内容には反対する。基本は賛成だけど、この内容には、私

は反対いたします。

以上。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、原案賛成者の討論を行います。

原案に賛成の方。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 12番力山です。

先ほど、田中議員のほうから、私が修正動議を出すと言ったというようなことを言われたので、ちょっとこれだけ訂正させていただきたい。そういうことは一言も言っていない。修正動議を出すとは言っていない。私が言ったということではなかったので、ちょっとそこは修正させていただきたい。より分かりやすくなるという話をしたのであって、そののちを間違えないようにしていただきたい。

この条例につきましては、私が最初に河井案里さんの選挙違反の下に、こういった条例をつくるべきじゃないかと言い出しました。それに基づいて、これができたわけですね。

私は今回、これをぜひ成立させていただきたい。とりあえず、多い、少ないとある。前回の全員協議で出た話は、これより多過ぎる、減額が大き過ぎると言われた方もおられるわけですよ。その反対の方もありました。これらを全部まとめて一つにするのは、ちょっと不可能だと思います。

従って、このまま進めていただきたいということをちょっとお願いしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（梶川三樹夫君） ちょっと待ってください。

次に、原案に反対の方はおられますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。

私も、先ほど質疑の中で言いましたけれど、基本的にはこういった減額条例自体、必要であろうかというふうには思います。大きく言えば、長期欠席のときの減額の取扱いと、逮捕勾留時の給与の停止の話です。

それで逮捕勾留のときは、それはやむを得ないというか当然だろうし、ただ、長期欠席のときの扱いですけど、やはり減額幅の話がありましたけれど、やはりそうは言っても、うちの場合、一番対象、こういう該当となるような例が多いのは、やっぱり

長期欠席のとき、要は病気で休まれる場合が、一番該当になるんだろうと思うんです。それで、これまでも過去、長期に休まれた方もいらっしゃいますし、一番身近な部分
が、この長期欠席のときの減額の扱いだと思います。

それで、先ほどからちょっとこだわった部分が、復職時の扱いの部分です。要
は、元気に復帰しても、その復帰した月については、そのまま減額が続くのはいいで
すけど、その翌月からしっかり仕事ができる状況ですし、仕事はしているという実態
がある中で減額が続くというのは、ちょっと、甘いと言われればそうかもしれないん
ですけど、ちょっとそれはかわいそうなというふうに思って、職員に合わせればええ
かなということで、発言をさせてもらってました。

だから、期末手当の部分もそうですよね。期末手当というのは、基本的には前6か
月間の勤務期間に応じて、その割合で支給している部分ですから、前6か月間の間で
9日しか、全体で言えば95%は、議会の議員としての仕事をしているのに、期末手
当が50%カットになるという部分は、やはりちょっとどうなのかなと。甘いと言わ
れればそうかもしれませんが、やはりその部分については、やっぱり一つの基準が
要ると思うんですよね。

こういったものを金額、報酬をカットする基準といえ、やはり一般職の部分を準
用するというのが、一番住民の方にも分かりやすいんじゃないかなというふうに思っ
て、その部分はちょっと厳し過ぎるかなというのが1つあります。

それと、一番が、最初に言いました条文の書きぶりです。ちょっと、これでは非常
に分かりにくいし、本来額を減額する規定ですので、もっと分かりやすく書くべきだ
と思います。指摘したのが昨日になるので、なのでもっと前から分かればよかったん
ですけど、実際手元に来たのがなくて、先ほど、これは田中委員も言われましたけど、
協議の仕方自体がどうなのかなというふうに思います。

我々議運に入っていないメンバーから言うと、夏の全協で示された骨子がベースで、
それ以外に特にありませんでした。議運の中ではいろいろ議論されて、今回結論を出
されたということですが、実際、私にこの条文が手元に来たのは、何か要望書の中に入
っていたというのがあって、実際はこの会議が始まってから、やっと目に触れる状
況になって、それから検討を始めたということなので、特に、いろいろサインされて
いる方もそうかもしれないんですけど、しっかり中身を検討した上でできる状況を、
まずつくっていただきたい。今回の、議員全員に関わることですので、それぞれが皆

さんしっかり中身を理解した上で、採決に加わるという体制が必要ではないのかなというふうにも思います。

議会運営委員会の運営の仕方もあると思います。府中町の場合は会派制を取っておりませんし、また会派の代表者会議というものもありません。だから、議運で協議されていたことがそれ以外のメンバーに伝わるすべがないというふうに、私は理解してるんです。もっと、特に議員に関わることでですから、もっと皆さんに、こういう中身を議論して、問題点があったら出すし、みんなが納得できない部分があったらそこで協議して、詰めて一歩ずつ進んでいくと。今回みたいに、はい、どうぞというんじゃなくて、やっぱり18人しかいませんので、その中で議論をして進めていただきたいというふうに思います。

カット率の話はありますが、私はこのぐらいでいいのかなというふうに思って、確かに厳しくすれば厳しいほど、議員としての考えを示されるという考えはあるかもしれないんですけど、そうは言っても、私はやはりこれで生計の糧にされている部分もあると思いますので、そこまではちょっと、なかなか根拠をつくるというのは、今の他の例を使うしかないのかなというふうに思いますが、まずそういった細かい復帰時の扱い、それと、やはり条文についてはしっかり分かりやすいようにしていくと。あと、協議の仕方をもう少し工夫していただきたいということで、この考え方は賛成ですけど、今回の条例については反対をさせていただきたいということで、討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、原案に賛成の方。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 8番二見です。

府中町議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

まず、減額の基準の80%、80、70、50と、この数字に客観的な根拠があるのかといえ、ないですよ。ですけれども、ではこれが90%、あるいはゼロとか、そういうのだったら客観性があるのかと。これもないですよ。

私は大事なのは、この減額期間の中で、議員は、やはり、西委員長も言いましたけれども、我々は町民に選ばれて、そしてこの仕事をする期間は4年の有期、任期は

4年しかないんですよ。その任期の4年しかない中で、半年ないし1年とか働けないということは、これはやっぱり町民に対して負託された仕事をしていないということだと思っんです。

でも、そのことについて進退を判断するのは、我々議員1人1人だということです。ここに定めがあるから給料を減らしていいですよということじゃなくて、本当に我々1人1人が、町民に対して仕事を、受けた負託に応えているのかということについてやっぱり考えて、それぞれが進退を決めると、ここに私は、この問題の本筋があるというふうに思います。

それで、こういうような条文ができたのは、先ほども力山議員が言いましたけれども、犯罪に手を染めたというようなこともあるんですけども、とある自治体であったのは、議員が認知症になってしまったと。認知症になって、でも本人しか、こういう規定がなかったら、本人しか辞めることができないんですよ。そうなったときに、結局、任期が切れるまで全然議会に出てこないのに、辞めていただくことができなかったということが、比較的近くの自治体でございました。

ですから、そういうことをしないためには、やはりこういう規定を設けておくということが、まあ我々の中から犯罪者が出るということはちょっと想定できませんが、病気で、そういう何か事故とかで、ずっと議会に出られないということはある得ますので、でも実際に働いてないのにお金だけもらい続けるというのは、やっぱりそれはあってはならないことだというふうに思います。

それと、決め方の問題ですけども、既に御承知のように、この場で繰り返されているように、片方はもうちょっと緩くしたほうがいいんじゃないのかと、片方はもっと厳しくしたほうがいいんじゃないのかと。議運では、そういう2つの意見があるということを当然検討した上で、やはりこの条例を出そうということで、出すためには多数決で出すしかないだろうと。もう意見は分かれてるわけですから、もう一致しないということは、この場でもはっきりしてるわけです。ですから、この場で緩くしたい人と厳しくしたい人がいる中で、物事を決めるのは多数決でございますので、この条例案に賛成をし、討論を終わりにします。

○11番（寺尾光司君） 議長、発言を求めます。

○議長（梶川三樹夫君） 討論ですか。

○11番（寺尾光司君） 今の討論の内容について発言したいです。

○議長（梶川三樹夫君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 二見議員の賛成討論の中で、認知症の方が議員になれないというような意味に捉えられる部分があったんですけど、認知症によっては当然その状況がありますから、議員になれないということはないと思うので、その辺ちょっと見解をお伺いしたい。

（発言する者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 7番山口議員。

○7番（山口晃司君） 恐らく、ちょっと見解の相違があると思いますので、このまま続けていただけたらと。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、反対討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員18名で、採決に加わる者は17名でございます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 賛成多数です。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長（佐藤信治君） 12月定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、去る8日から本日まで、5日間でありました。追加1件を含めて20件の議題、これは町長提出のほうでございますけど、20件の議題について、皆様の熱心な御審議をいただき、全てお認めいただきました。お礼を申し上げます。お認めいただきました施策につきましては、着実に実施してまいりたいというふうに考えております。

また、12件の一般質問では、まずは冒頭で、私が町長として来年6月に任期満了を迎えますので、その後の思いについて御質問いただきました。既に御答弁いたしま

したとおり、今期就任2期をもって退任し、後任の方に町政を委ねたいと、その旨の答弁をさせていただいたところでございます。

2期8年、まだ6か月の任期がございしますが、これまでの町政、様々な御意見、あるいは御支援をいただきましたことに改めてお礼を申し上げたいと思いますし、残り6か月、しっかりと町政を進めて、努力してまいりたいというふうに思っております。

今年もあと一月足らずとなりました。まだまだ年内の仕事も多くありますが、議員の皆様とは、こうしてお会いできる機会は多くありませんので、皆様方におかれましては、お元気で新しい年をお迎えいただきますよう祈念をいたしまして、定例会閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） これをもちまして、令和5年第6回府中町議会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

（閉会 午後 3時03分）